

総務委員会会議録

日時 平成22年12月9日(木) 開会時間 午前10時06分
閉会時間 午後4時33分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫
副委員長 河西 敏郎
委員 前島 茂松 渡辺 亘人 内田 健 石井 脩徳
堀内 富久 樋口 雄一 小越 智子
議長 武川 勉

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員 井上 利男 警察本部長 唐木 芳博
警務部長 小澤 富彦 生活安全部長 門西 和雄 刑事部長 廣瀬 文三勝
交通部長 青木 雄二 警備部長 北村 正彦 首席監察官 宮崎 清
総務室長 長沼 郁雄 警察学校長 清水 徹 警務部参事官 有泉 辰二美
生活安全部参事官 小野 和夫 刑事部参事官 佐藤 元治
交通部参事官 佐野 俊夫 会計課長 古屋 一栄
教養課長 細入 浩幸 監察課長 梶原 猛一 厚生課長 眞壁 昌三
情報管理課長 浅川 和章 地域課長 藤原 芳樹 少年課長 川崎 雅明
生活環境課長 輿水 雅彦 捜査第一課長 小林 雄治
捜査第二課長 山口 和良 組織犯罪対策課長 秋山 一哉
交通指導課長 奥脇 勝美 交通規制課長 青柳 幸仁
運転免許課長 小幡 菊次 警備第二課長 松原 茂雄

知事政策局長 平出 亘 企画県民部長 中澤 正徳
知事補佐官 鷹野 勝己 企画県民部理事 杉田 雄二
知事政策局次長 岩波 輝明 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 藤江 昭
政策参事 松谷 荘一 知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 堀内 久雄
知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 市川 由美
企画県民部次長 小林 明
企画県民部次長(リニア交通課長事務取扱) 矢島 孝雄
企画課長 橘田 恭 世界遺産推進課長 高木 昭 対外調整室長 市川 満
北富士演習場対策課長 伏見 健 情報政策課長 寺本 邦仁子
統計調査課長 前嶋 修 県民生活・男女参画課長 輿石 隆治
消費者安全・食育推進課長 小松 万知代 生涯学習文化課長 青嶋 洋和
国民文化祭準備室長 平井 敏男

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 笹本 英一
人事委員会委員長 小澤 義彦 代表監査委員 輿水 修策
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏
総務部防災危機管理監 広瀬 猛 総務部理事 曾根 哲哉

総務部次長 山本 一 総務部次長（人事課長事務取扱） 原間 敏彦
 総務部次長（財政課長事務取扱） 山下 誠 職員厚生課長 山本 芳彦
 税務課長 深澤 肇 管財課長 佐藤 佳臣 私学文書課長 大堀 道也
 市町村課長 伊藤 好彦 消防防災課長 堀内 浩将
 出納局次長（会計課長事務取扱） 佐藤 浩一 管理課長 清水 郁也
 工事検査課長 野田 祥司
 人事委員会事務局長 清水 文夫 人事委員会事務局次長 丹澤 保幸
 監査委員事務局長 窪田 守忠 監査委員事務局次長 飯島 幸夫
 議会事務局次長 久保田 克己 議会事務局総務課長 杉山 正巳

議題（付託案件）

- 第92号 特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例中改正の件
- 第93号 山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例中改正の件
- 第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの
- 第95号 平成22年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第98号 指定管理者の指定の件
- 第107号 当せん金付証券発売の件
- 請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて
- 請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の1及び2
- 請願第22-4号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を求める意見書の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
 また、請願第19-10号、第21-7号及び第22-4号についてはいずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画県民部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時6分から午前11時40分まで警察本部、休憩をはさみ午後1時6分から午後3時42分まで（その間、午後2時29分から午後2時45分まで休憩をはさんだ）知事政策局・企画県民部関係、休憩をはさみ午後4時2分から午後4時39分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの

質疑 なし

討論

小越委員

この関係については、初日のときも、条例改正について反対いたしました。職員の給料を削減することは、全体として県民所得の低下にもつながりますので、これについては、反対いたします。

採決

賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項
質疑

内田委員

(山本美保さんの失踪事件について)

質問に入る前に、説明資料があります。委員長長の許可をいただいておりますので、お配りします。

それでは、始めさせていただきます。山本美保さんの失踪事件について特化して今日は質問させていただきます。このことについては、本会議では代表質問とか一般質問でできますけれども、委員会の審査というのは、自分自身が基本的に委員会に所属をしていなければやれないということで、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、ぜひ御了承いただきたい。

そこでまず、今、資料をお配りしたんですけれども、私は過去、本会議においては多分4議会で、この事件あるいはこの失踪問題について質問をいたしました。私の頭の中で整理して、何が一番問題なのかということなんですけれども、失踪したのが昭和59年ですから、もう26年ぐらいたつわけです。そういう時代に、ある山梨県の20歳の女性1人の行方がわからなくなった。

そういう状況の中で、20年ぐらいたつた時点で、御家族にとってみれば、多分ある日突然、DNA鑑定が一致したという報告、山本美保さんが失踪した当時、山形に上がってきた御遺体とDNA鑑定が一致したという報告をもらったわけです。

家族にしてみると、時の流れが非常にたっているんですけども、でも、私が今、お配りした、長く貼り合わせた資料がありますよね。これは山本美保さんの御家族を支援する会の人たちがものすごく苦労してつくった時系列なんです。経緯。それで、黒い文字で書いたところとブルーの色とグリーンの色の文字で書いたところがあるんですけども、もしDNA鑑定が一致したという、そういう発表が本当にきちんとした手続を踏んで、そういう経緯の中で発表されたのであれば、こういう動きが警察本部、県警、あるいは家族の中にあるだろうと、そういうことで色づけをしたのはまさにそういう意味なんです。そういうことがちゃんとになされていたら、こういうことが起きていたであろうというものを記述したんですね。それをまとめたものです。

そこで、これは後ほどやりますけれども、まず私は、そこに1枚に色刷りのコピーを出しました。これは実は10月23日、東京都において集会をやったんですけれども、そのときに使ったものなんです。この中で、私は1点だけがいいと思うんです。まず、山形に上がった御遺体と山本美保さんがふだんつけていた下着。それも女性にとってみると、下着はファンデーションというんですよ。そう言いますよね。基礎ということなんです。私たちは男性だから、私はその当時、あんまりよくわからなかったけれど、私の女房に聞いたり、あるいは家族に聞いたり、いろいろな人に聞いてみると、女性のブラジャーのサイズというのは、例えばアンダーバストが80でカップがBだった、あるいは

Cだったとしたら、それは変わらないものだよと。それがAになるなんていうことは絶対にあり得ないと。しかもアンダーが70なんて、中学生とか高校1年生ぐらいだったらあり得るけれども、あり得ないと言うんですね。

それで、ブラジャーということを大きい声で言うのもちょっと恥ずかしかったんだけど、でも、山本美保さん、左側に出ているお写真がそうなんです。これが失踪した前の写真だと思うんです。私たちがいろいろな話で聞いても、その当時、双子の妹さんと比べると、妹さんのほうがちょっとやせ型で背が大きい。お姉さんの美保さんのほうがぽっちゃりしていてこういう感じ、まさにこの感じなんですよね。

右側に挙げているのは、これは推定で書いたんですけども、山形に上がった御遺体ということなんですけれども、ここのブラジャーというところを見てもらいたいです。美保さんがふだん使っていたもの、Bというのはカップのことですね、B75もしくはB80。ところが、上がった山形の御遺体がつけていたものは、A70なんです。Aというのはもちろんカップですよ。70というのはアンダーバストなんです。こんなことはあり得ないと言うんですよ。まず、私はこの1点をとっても、女性の下着というのは、私、そうだと思うんです。あり得ない。これから始まって、すべてあり得ないことがあるんだけど、唯一一致したのはDNA鑑定なんです。

そこで、本部長、この前の9月の定例会で私は本部長に確認をしたんですよ。その当時の担当さんからもう何人も変わっていますよね。それはそうですね。長い年月がたっているんですし、しかも、このことが問題になったときから既にもう6年が経過しているわけですよ。その中で担当さんも変わっています。退職された方もいると思う。だけど、本部長は、「いや、しっかりと引き継ぎをしているから、そんな問題はないよ」ということを本会議で言われましたので、それを前提にしてお聞きします。このブラジャーのサイズについて、本部長はどのように考えますか。

唐木警察本部長 御指摘の女性が着用されることにつき矛盾はないと考えています。

内田委員 ということは、ふだんBカップの70もしくは80をつけていた人が、A70をつけられるということですね。矛盾がないということは、そういうことを言っているということですね。

北村警備部長 委員御指摘のブラジャーについては、鋭意捜査をいたしまして、メーカーの特定に至っております。製造者に確認しましたら、この体型の方で着用することは可能だという回答を受けております。

それから、DNA鑑定結果のみ一致したという委員御指摘ですけども、県警察で山形の御遺体について、血液型、それから、性別……。

内田委員 いや、そんなことはいいです。今の答弁だけでいいんです。

北村警備部長 一致しているというお話ですけども……。

内田委員 いいです。続いてやりますから。

北村警備部長 推定年齢、推定身長等に関する事項、それに加えて、最も個人を特定すべき骨髄に関するDNA鑑定結果を踏まえて、美保さんであるという断定をしたところであります。

- 内田委員 議事進行について、ちょっといいですか。聞いたことだけ答えてもらいたいです。いずれその点は、私、後で問題にするつもりでいますので、私が聞いたことについて、A70というのをつけられるかどうかと言っているんだから、つけられるんだったら、つけられると答えるだけで結構なんです。
- 北村警備部長 当県警察で捜査した結果、製造者から、つけられるという回答を得ておりません。
- 内田委員 製造者が特定されて、メーカーが特定されているということですから、その特定されているメーカーは発表できますか。
- 北村警備部長 関係者の氏名、それから、確認した日時等明らかにした場合には、関係者のプライバシーが侵害されたり、捜査等に不当な影響を受けるという弊害が懸念されますので、その件での答弁は控えさせていただきます。ただし、この事実すべてについては、捜査指揮官である本部長の指揮により捜査した結果を、本部長みずから、それから、組織として事実確認した上で明らかにしているという事の御理解をお願いいたします。
- 内田委員 私が今、聞いたのは、メーカー名が明らかにできるかということを知っているんです。だから、プライバシーの問題は出てこないですよ。何ていうメーカーが出てきたということは、それは例えばワコールとか、そういうことを言っているんです。
- 北村警備部長 捜査というのは、捜査関係者にうちが捜査ということで質問するわけですが、これも、これが、だれに聞いた、メーカーに聞いたということが明らかになるということは、関係者にとってそのプライバシーの侵害になるということが危惧されるということで発表できないということでもあります。
- 内田委員 私は先ほど、女性の下着というのはファンデーションだという話をしましたよね。そして、何人かの、要するに、例えば通信販売とかそういうことで下着を販売したりする、何ていったらいいですかね、美容部員さんというのかな、そういう人たちに私も直接話を聞いたんです。だけど、あり得ないと。そして、もう1点は、私たちが10月23日に東京都で特定失踪者の関係者の集会をやったときに、マネキン人形を使って、まさにその2つのサイズのブラジャーをつけたんです。だけど、B75あるいはB80のほうはもちろんつけられますけれども、70のほうはつけられないんです。だから、どこへ置いたかということ、ウエストへ置いたんです。そういう状況なんです。だけど、それがあり得るとということは、矛盾はないということなんですか。
- 北村警備部長 どのようなブラジャーをつけられたのかは私たちは承知しておりませんが、メーカーの回答では、この美保さんの体型であればつけられるという回答を受けております。
- 内田委員 ちょっと待って。「この美保さんの体型では」ということは、上がってきた御遺体を美保さんだということを前提にして言っているということですか。
- 北村警備部長 もちろんいただきました身体の結果、美保さんの身体の特徴をあらわして、

これがつけられるかどうかという確認をしているということでもあります。

内田委員 待ってください。その「いただいた」というのは何のことを言っているのか、私はちょっとわからないんだけど、高校3年のときの体位測定か何かしたときのものを言っているんですか。

北村警備部長 上がられた遺体も含めて、美保さんの体型のことでもあります。

内田委員 聞いたことに答えてもらいたい。私が今、聞いたのは、高校3年のときに体位測定というのをやるんですよ。その結果を見て言っているんですか。それとも、御遺体を見て、この御遺体だったら、メーカーが「つけられますよ」と言っているんですか。どっちなんですか。

北村警備部長 いただきました健康診断記録を含めての話です。

内田委員 ちょっと待ってください。そうすると、その「いただきました健康診断記録」というのはいついただいたんですか。

北村警備部長 昨年いただいた記録であります。

内田委員 すごくおかしいじゃないですか。おかしいと思いませんか。私は何で今それを聞いたかという、それは私が議会で言って、出しましょうと言って、出したんじゃないですか。だって、それまでに何年時間があつたんですか。じゃあ、その間に、自分たちのほうで体型についての確認はしなかったんですか。私は、今言われたことは、御遺体との照合をするときにそういうものを使ったと思っているんですけど、ところが、実際にやったのは昨年のことなんですか。しかも、メーカーに問い合わせたのは昨年なんですか。そのメーカーが昨年それを言ったということなんですか。

北村警備部長 今まで繰り返しですね……。

内田委員 いやいや、聞いたことに……。

北村警備部長 ちょっとお聞きください。家族の方に、客観的な資料とかをお願いしていましたけれども、初めて昨年いただきました。それまでも捜査を進めてきましたけれども、当然それに付加してずっと継続して捜査しているわけでありまして、このいただいた結果を持って、我々はメーカーにも到達しましたし、そのメーカーの判断も踏まえて、この健康診断記録をもとに、メーカーのほうに問い合わせたところ、確認ができたということとであります。それ以前は捜査をしていなかったということを言っているわけではありません。

内田委員 私は警察官ではないので、素人だけでも、一般人としてすごく不思議だなと思うのは、先ほどから答弁を聞いていると、私が「御遺体を前提にしてつけられると言っているんですか」と言うと、「それも含めて」と。だって、御遺体はそのブラジャーをつけていたんだから、つけられるに決まっているじゃないですか。A70というブラジャーをまさに御遺体がつけていたわけでしょう。御遺体がつけられるなんて当たり前のことじゃないですか。要は、ここに出ている美保さんがつけることが可能かどうかということなんですよ。言っている

意味がわかります？ 御遺体がつけられるのは、そんなものは前提じゃないですか。もともとそれをつけていたんじゃないですか。そうじゃないんですか。

北村警備部長 もともとつけていたものでありますけれども、メーカーに確認して……。

内田委員 つけていたんだから、確認する必要もないじゃない。

北村警備部長 いや、そうではありません。身体記録とともに、メーカーが確認できたものですから、その身体記録をもとに、つけられるかどうかの確認をしたということであります。

内田委員 この中だと女性は小越委員しかいないんだけど、私はこの議論を続けていっても、我々男の世界の議論で、このやりとりで多分終始すると思うんです。そこで、本部長にもお願いなんですけれども、ほかのメーカーでも何でもいいですよ、下着の専門家にこの状況を確認してみてくださいよ。きちんと確認してもらいたいんですよ。あり得るかどうかと。

私が今までやった限りでは、この間の定例会で私の質問のときにも何人か女性が傍聴に来られたから、控え室でその話をしたんですよ。あり得ないと。アンダーバスト70の人が、しかもカップが、BがAになるということはありません。

もっと言うと、その当時の御家族で女性は、お母さんと美保さんと妹さんの3人なんです。3人の中でAというカップはだれもない。70というサイズもだれもないんです。当たり前のことなんだけど。そういう状況である家族から見ると、警察の発表というのは何だと思いませんか。上着ならともかく。上着ならいいですよ。我々が着ている上着でLとLLだったら入るかもしれないけれども、女性の一番デリケートな部分を覆う、ファンデーションと言われているもののサイズが違うということは、私、絶対にあり得ない、これ1つとってもあり得ないと思う。

北村警備部長 そのメーカーの説明によりますと、時代によって女性の体型は変遷するそうです。それから、私たちが申し上げているのは一般的な話を申し上げているのではなくて、この女性、美保さんの健康診断記録のサイズからいって、ちょっとプライバシー上はばかれますけれども、このメーカーが作成した、特定したこのブラジャーがつけられるかどうかという意味で確認したところ、メーカーはつけることができるという回答をしたという説明をしているわけです。

内田委員 それはさっきもう聞いたからわかるんですけど、高校3年のときの体位測定記録なんですよ。それで、これもちょっと一般論になってしまうかもしれないけれども、一般的に女性は、20歳ぐらいの年齢というのは、一番女性的な体になるときですよ。この写真を見てもらっても、まさにそういう体型をしているんですよ。それで、一卵性と言われているんだけど、双子の中で、妹さんのほうはやせ型でちょっと背が大きい。お姉さんのほうがぼちゃぼちゃとしていて、背はちょっと小さ目の。これは事実なんですよ。さっき、時代が変わると言われたんだけど、2年間の中で、私は多分、高校3年のときよりも美保さんはより女性らしくなっていると思うんです。そういう状況の中で、メーカーが「それでもつけられます」と言うのは、メーカーというのは、その2年間の、まさに女性にとってみれば、一番女性らしくなる時点の成長を考えてもつけられると言っているということなんですか。

北村警備部長 私が出ている意味は、時代の流れです。美保さんがいなくなられたこの時代と現在では女性の体型が変わってきているという趣旨で申し上げます。2年間の間に体型が変わったことを加味してとかいう話ではありません。一般的に、その時代の女性のバストと今の女性のバストは変化を生じているという認識でメーカーはいるという話をしたわけです。

内田委員 私はその辺がちょっとよくわからないんだけども……。

北村警備部長 御説明しましょうか。

内田委員 部長はわかっているの？

北村警備部長 ええ。要は、現在の女性は胸が大きくなってきたという説明をメーカーではされておりました。これは一般的な話です。あの当時、美保さんがいなくなられた昭和59年のころの女性の体型と今の体型を比べると、今の人は胸が豊かになってきているということとそのメーカーの方は説明しているということをお話ししています。

内田委員 私は言っていることがちょっと違うと思うんだけども。私がさっきからずっと聞いているのは、時代が変わって、今の女性の体型が、バストが大きくなったと。大きくなって同じじゃないですか。大きくなったら、アンダーバストが80でカップがCだと、御遺体がつけていたの。だけど、実際に彼女がふだん使っていたのは、Aで75だったとしたら、それはやっぱり同じことじゃないですか。そんなことは時代の変遷とは全然関係ないじゃない？

唐木警察本部長 ただいまの議論をお伺いしております、要するに、わかっていることは、健康診断記録上、当該女性の胸囲は何センチ、これはわかっています。それから、御遺体がつけていたブラジャーはこのようなものだと。これしかわかっていないわけです。委員は、その後、一般論として、ぽっちゃりしているということをおっしゃいましたけれども、高校3年以降、当該女性が失踪直前にどういう体型であったかということを示す客観的な根拠がないという状態でございますから、このお話はいつまでもたっても平行線だと思います。

内田委員 わかりました。今、客観的にと言われたけれども、これは、もっと先の問題なんだけれども、じゃ、どうして美保さんと妹さんが一卵性双生児だと客観的に確認したんですか。それはどうしてなんですか。何をもってして確認したんですか。

北村警備部長 御家族からお聞きして……。

内田委員 それが客観的ですか。

北村警備部長 いえ。それを客観的と言うかどうかは別ですが、そのとき……。

内田委員 いやいや、別じゃないよ。

北村警備部長 いえ、その情報をもとにして、結果は客観的な結果を出したということです。

内田委員 冗談じゃないよ。それが警察のやり方なんですか。結果が出てきて……、捜査というのはそうじゃないでしょう？ 裏をとるとよく言うじゃないですか。卵生の問題について……、客観的だと今まさに言いましたよね。私が言っていることは客観的じゃないと言いましたよね。ぼっちゃりしていたなんていうことは客観的じゃない。じゃあ、卵生については何をもって客観的と言っているんですか。何が客観なんですか。調べたんですか。卵生の検査をしたんですか。それが客観的じゃないんですか。自分たちに都合のいいときは客観的、都合が悪くなると、それは出さない。そんな言い分はないでしょう。

唐木警察本部長 核DNA鑑定の結果から見て、一卵性双生児である。これは客観的な事実です。

内田委員 それは結果が出てきて、99.9がたしか6つか7つ続きましたよね。そうですね。6つですね。ということは、私に言わせれば、山形の御遺体は美保さんの妹だと言っているんですよ。言っている意味がわかりますか。だって、警察のやり方としておかしいじゃない？ 私はあり得ないことだと思うんだけど、さっきから、客観論とかいろいろ言っているんだけど、捜査で、一卵性双生児だということを前提にして、試料も全部使い切ってしまうんですか。あり得ないでしょう？ 試料も全部使い切ったんでしょう。再鑑定ができないじゃない。DNA鑑定の再鑑定ができない状態にしておいて、そんな捜査というのはあるんですか。私はあり得ないと思うんだよね。

唐木警察本部長 9月議会で御答弁いたしましたとおり、DNA鑑定結果の信頼性、確実な結果を得るために試料を使い切ったものでございまして、何ら診断性に影響はないと考えております。

内田委員 DNA鑑定はそういうものだと思われてきたんだけど、足利事件というのがありましたよね。そうですね、ひっくり返されたでしょう？ そうじゃないですか。私は、何でかという、DNA鑑定であろうと何であろうと、最終的に鑑定をするのは人間なんです。科学であっても何であっても、実際にその場に立ち会って何かをするのは、人間なんですよ。

大相撲の世界で薬物か何かで問題になったとき、尿の検査をしましたよね。力士の尿をとって検査をしたというときがありましたよね。あのときだって、その尿がその力士の尿かどうかというのが100%確実でなければ、その結果は信用できないじゃないですか。だから、何とかの検査というのが完全だ、完全だとよく言われるけれども、私はそうは思わないんだよね。特に最近の検察の動きだとかを見ていると、「ああ、やっぱりそうだな」という部分が出てきているじゃないですか。だから、私はDNA鑑定というのが100%オーケーとは思っていないし、しかも、再鑑定ができない状態になっているわけじゃないですか。試料は全部使ってしまった。もう鑑定することはできません。そうじゃないですか。

しかも、このことは私は本会議の中でも何回もやり合っているんだけど、何で母親の血を使わなかったのかという問題もあるわけですよ。一番シンプルに考えると、あのときに何が必要かという、山形に上がった御遺体と美保さんのお母さんが親子関係があるということさえわかれば、オーケーなんですよ。それだけわかればオーケーなんですよ。だけど、そうじゃない。やったのは、双子の妹さんの血液をとっている。そうでしょう？ それは私に言わせれば、

それをとらざるを得なかった、それしか方法はなかったと思えるわけですよ。

だって、そうじゃない？ 流れの中で、すべてをもう1回やってというと、「それはできません」「じゃ、卵性については、どうして一卵性だということ的前提に進めたんですか」「それは親御さんが言ったから」「それは、じゃあ、客観性はないじゃないですか」と言う……。そうでしょう？ だれかが言ったというのは客観性がないわけでしょう？ だけど、「結果が出ました。これが客観です」と。逆じゃないですか。私は逆だと思うね。

これだけ矛盾点があって、まずは警察がやるべきことは、御家族にこの一つ一つをきちんと確認することが先じゃないですか。矛盾している部分が……、そして、私がよく言うのは、例えば5つ遺留品があったとしましょう。そのうちの3つは、家族が「まあまあそうだと思う」と認めている。だけど、2つについては「違う」と言われたと。その場合に、DNA鑑定をするというのはわかります。それはまさにそうですよね。DNA鑑定をして、じゃあ、結果を見ましょうと。ところがそうじゃない。「全部違う」と言っている状態でDNA鑑定をして、しかも、これは、時系列のところで話をするつもりなんですけれども、これは非常に長いんですよ。これを全部説明したら、多分1日かかってもできないので、これはぜひ読んでもらいたいんですけども、この中で私が一番不思議だなと思っているのは、DNA鑑定というのは、さっきから言うように、もう絶対的なものなんじゃないですか？ 絶対的なものですよ。だって、DNA鑑定によって、山本美保は死亡と言われたんだから、絶対的なものですよ。そういう絶対的なものを確定するためのDNA鑑定をするのに、家族にDNA鑑定をしますという話をしていない。

左側の赤い字で書いてあるところ、「回答書」とあるんですけども、これは家族あるいは支援する会の人たちが県警に質問書を出したんです。それに対する回答書が返ってきているんです。その中で、たしか、この記述だと4回ぐらい、DNA鑑定をしているということを家族に話をしていると言っているんです。私にとっても、DNA鑑定というのは、この事件を知るまでは絶対的なものだと思っていたんです。あるいは、足利事件を知るまでは、DNA鑑定が合ったら、それでもう決着だと思っていたんです。

だけど、そういう状況の中で、家族にとってみれば、例えばDNA鑑定をやっているという知らせがあったとしたら、もう署名集めなんかしないですよ。署名集めを必死にやっているんですよ。最終的に12万何千の署名を集めたんですよ。知らされていないんですよ。家族に知らされない状態でDNA鑑定がされた。しかも、2回されているんですね。1回目は科警研でやっているんです。何カ月かの間にたしか2回やっています。そして、そのときに、当然、妹さんの血液をとりますよね。この中に記述があるんですけども、そのときも、血液をとるんだっつらば、本人に言えばいいじゃないですか。妹さんに、「実は山形に上がった御遺体にその可能性が出てきた。ついてはDNA鑑定をしたいから血液をとりたい」と、話を何で本人にしらないんですか。山梨大学の教授を通じて言ったんじゃないですか。

そういうことからいうと、時系列の中に私は全部出していますよ。肝心のDNA鑑定をするにつけても、家族はこっち。だから、3月5日、発表があったときに、家族はものすごいショックだったわけですよ。だって、そうじゃないですか。DNA鑑定をするというのは、全国の不明になった者とのDNA鑑定ということしか告げられていないんですよ。血液をとるときに、妹さんにはその話だけをしているんですよ。全国で不明になっている人たちの遺体が上がるかもしれない。そのためにDNA鑑定をしたいから、血液をとりたいんだと、それでオーケーしたんですよ。だけど、山形の御遺体とDNA鑑定をしようと

いうのは、はるか前ですよ。山形の御遺体に着目をしたというときからですから。

1つずつ聞きますから。じゃあ、今の点について。

北村警備部長 御家族に対しては、血液をとる、それを鑑定するという行為については、刑事訴訟法の手続が必要でありますから、妹さんに対してはもちろん御説明して、妹さんの同意も得る、そういう形の書面も作成した上で、それは御理解を得た上でやったと認識をしているところです。

内田委員 この時系列を後で読んでもらおうとわかるけれども、美保さんの御家族、妹さんを含めて、それから、その当時はまだお父さんも亡くなる前だったと思います。たしか、中央病院に入院されているところです。その入院されている中央病院で妹さんの血液をとっているんだけど、それから、お母さんにしても、DNA鑑定ということが頭の中にあるのは、全国の不明あるいは失踪しているような人たちが上がってきたときに照合したいと、そういうことしかないんですよ。山形のYさんという御遺体とのDNA鑑定なんていう話はどこにもないですよ。

この中で、私が1つ、確かにそうだなと思ったのは、4月26日。回答書で、山形の御遺体とDNA鑑定をする旨を家族に伝えたと。これ、26日ですよ。ところが、27日には山本美保さんを支援する同級生の会というのが立ち上がっているんです。翌日。私はこれも絶対あり得ないと思うんだけど、そのときに、妹さんがDNA鑑定をするなんていう話をされていたら、そこでまずその話をするじゃないですか、同級生の会で。だって、そのときから一気に署名活動が活発になってきたんですよ。そして、8万何千かを集めましたよね。最終的には12万何千までいったんですよ。これ、どうして家族には告げなかったんですか。

北村警備部長 先ほども申しましたけれども、家族へは御説明をしていると組織では認識をしています。そのときに、支援者に対して本人がお話しするのが当然だというお話ですけども、そこにつきましては、確定的な見解を有しているものではありません。なぜそれを告げなかったのかどうかです。

内田委員 支援者のことはちょっと置いておいていいんです。要するに、御家族のことを言っているんですよ。

北村警備部長 DNA鑑定をする相手方、これは妹さんですけども、妹さんに対しては、もちろん血液をとることですから、妹さんの同意を得るために我々は説明を尽くしたと。妹さんがどういう御記憶にあるのかは、今、我々が知るところではありませんけれども、尽くしたと認識をしております。

内田委員 時系列の説明を一つ一つできないからだけでも、私はもうこれを何回も読んでいますけれども、山梨大学の教授を通じて、妹さんの血液が欲しいんだけど、話してくれないかと、これが最初ですよ。そして、それから、実際に妹さんの血液をとるまで、時間が多分10日ぐらいあるんです。

そうすると、家族にとってみると、もし山形の御遺体と照合したいのであれば、早く照合したいと思うのは当たり前でしょう。当たり前じゃないですか。何で教授を通じて話をしなければならぬんですか。それが不思議じゃないですか。妹さんがいるんだから、直接、妹さんにその話をして、「実はこういう

わけで、山形の御遺体と照合したいんだ。ついては、血液を提供してもらいたいです」という話を何でしないんですか。その時点で、山形の御遺体ということは一言もないんですよ。

北村警備部長 妹さんに対しては、先ほどからも申しておりますけれども、教授も、今も仲立ちをしていただいております。でも、当時も、もちろんそういう中で、後見人のような立場でおられましたから、お話はしていますけれども、妹さんに対しても、こちらが御説明しているというのは、我々の記録のほうにも残っております。

内田委員 多分、水かけ論になると思う。そして、私が1つ、すごく残念だなと思うのは、組織というのは多分、引き継ぎをするんだけど、文書みたいなものでの引き継ぎですよ。これを何回か多分やってきていると思うんです。だから、私がこの前の本会議で、その当時の担当してくれた、その当時、例えば警備1課かな、そういうところで直接担当してくれた人たちが今、県警の組織の中にいるんだから、その人たちにその当時の状況を、特に刑事さんというのは記憶力がいいはずですよ、そういう人たちに聞いたほうがいいじゃないかということと言ったんだけど、今日は、私、この警察の出席者名簿をずっと見てるんだけど、その当時の担当された、今は企画のほうの多分、室長さんか何かになっていると思いますが、ここの中に見えられておらないので、私が今、ここで直接聞くことができないんですけどね。残念ながら、私は引き継ぎというのはそうだと思うんですよ。

そこで、この水かけ論、どうやっても同じなので、ちょっと先へ進みたいんだけど、この時系列で見ると、11月12日、13日というのが上から2枚目ぐらいのところにあるんですけど、これ、どういうことかということ、要するに、ネックレスとジーンズについて、家族に問い合わせがあったんですよ。たしか、電話で問い合わせがあったんです。

そのときに、お母さんだと思うんですけど、「前10センチぐらいに貝殻のついたネックレスをして出かけた」と。それから、ジーンズについては、「普通のオーソドックスなストレートのタイプのビッグジョンをはいて出かけていった」と、そういうことを答えているんですね。家族にしてみると、そのときにどんな気持ちでいたかということ、今までも御遺体との照合みたいなものが何件かあったんです。そのときも同じようなやりとりをしたんですね。それと同じ気持ちでいるから、「これもやっぱり違うんだ。上がってきた御遺体も違うな」と思っていたんです。

ところが、ここがまさに、この時系列で見ると、スタートなんですよね。スタートだけでも、遺留品についての問い合わせは「ノー」だと言われているのに進んでいるということも、私は非常に不思議なことだと思うんです。この、私たちがつくった時系列、わかりますか。そこまでの引き継ぎはされていませんか。

北村警備部長 「ノー」という意味がちょっとわからないんですけども。今の委員の……。

内田委員 だから、11月12日、これ、年月をいうと、2002年ですよ。11月12日に……、じゃ、私が読みましょうか。これ、イニシャルだけで書いて、「Y.T刑事、山本家に電話。美保さんがどのようなネックレスをして出かけたか確認を取る」。一番右側、これ、家族の。「『前10センチぐらいに貝殻のついたネックレスをして出かけた』とお母さんが答える」。御遺体がつけていたネッ

クレスと違うでしょう？ そういう意味でノーと言っているんです。

もう1つ、13日。「どのようなジーパンをはいて出掛けたか」。これについては、さっき私が言ったように、ビッグジョンのストレートのジーンズ。ところが、実際に御遺体がつけていたのは、皮をあしらったデザインの、いわゆるペタルプッシャーと言われているジーンズです。これ、違うじゃない？ だから、ノーです。

北村警備部長 先ほどから何回も申し上げているんですが、御家族の、いわゆるビッグジョンをはいていったんだという、客観的に示す事実、それらをもとにする……、もちろん御遺体が美保さん本人であるかどうかという特定は非常に重要なことなので、御家族の御記憶、それを裏づける客観的な資料を我々はよろしくお願ひしますということで重ねて申し上げてきたんですけども、それを客観的に示すものがないので、我々が今、把握している、先ほどから申しましたように、血液型とか、また申し上げるのもあれですけども、そういったものの複合的な判断から特定したということをお願いしているところであります。

内田委員 わかります。それももう私も何回も何回も……、どういう点が御遺体と美保さんが符合しているかというのは、まずは性別ですよ。推定年齢、そうですね。20歳前後で、23から25とあったのかな。

北村警備部長 23歳ぐらいで、括弧して20から……。

内田委員 20から25ですね。それから、あとは、血液型がA型ということですよ。A型の血液型は、確率でいうと、2分の1もしくは3分の1ぐらいですよ。そういうものが符合していたんだと。だから、それはわかるんです。だって、これがなければ、照合はしないでしょう。血液型が違っていたら、もうそこで照合はしないはずですよ。その先がこういうものだというんです。

その中で、御家族とのかかわりの中で……、血液型とか性別とかはわかります。そういうかかわりの中で、違うというものが出てきたときに……、さっきも私、これ、言ったことだから。5つぐらいあって、そのうちの3つは、美保かもしれないという御家族の話。それだったら、DNA鑑定をして、DNA鑑定で調べてみましょう。これはわかるんだ。御家族にもすごくよくわかる。だけど、御家族がこの点についてノーだと言っている部分でDNA鑑定をされた。しかも、そのDNA鑑定をするということを知られない状態でそれが進んでいって、DNA鑑定をされた期間が多分かなり長い期間ですよ。数カ月にたしか及んでいると思いますよ。2回のDNA鑑定をされて。

そして、しかも実際は、DNA鑑定の結果が出てきてからこういうやりとりがされているんですよ。写真の照合をしたりということは、DNA鑑定がされて、その説明を受けて、「山形に上がった御遺体は、あれは美保さんです」ということの説明を受けてから、今の一連のことがされているんですよ。そうじゃないですか。その前のは、さっきの電話のやりとりだけです。だから、この電話のやりとりというのは一体何だった？ ということをお願いしているんです。

北村警備部長 再度御説明させていただきますと、核DNAの鑑定というのは、これは本当に個人を特定する上で必要だった、これがまず1点。遺体につけている下着とかそのもので個人を特定することは不可能ですから。何か名前とかがあって、本当に明確に示す物があれば別ですけども。核DNAの鑑定で、先ほど申し

ましたように、99.99999937%の確率で一致している。

この事実がまずある、補強することとして、半分とか言われますけれども、血液型が一致する。それから、性別が一致する。それから、その当時、美保さんなんていうことは念頭にない鑑定人が推定した身長、それから、推定年齢、これが矛盾しない客観的な事実として補強されるということで、我々はこれは美保さんであることは間違いないということで、特にDNAだけを我々はとらえて、それを断定しているものではありません。それに、DNA鑑定の、足利事件はどうかというのは、これに関しては、少なくともこれが正しいという結果を鑑定人が出しておりますから、その事実に基づいて我々は断定しているということを確認していただきたいと思います。

内田委員

足利事件はちょっとこっちへ置きましょう。また複雑な話だね。だけど、足利事件の場合は再鑑定ができるじゃないですか。これは、再鑑定はできない。だって、試料を使い切ってしまったということがまさに問題なんですよ。使い切ってしまったんだから、もう1回何かをしましょうといってもできないんですよ。物理的にできない。そうでしょうか？ できない状態なんですよ。言っていること、わかりますよね。

そこで、さっきの符合するのは、何回も聞いて、そのとおりなんですよ。性別だとか、あるいは血液型だとか、推定の身長、160から170ぐらいの推定ですよ。それはもちろんわかるんですけども、私が言っているのは、DNA鑑定を進めるときに、幾つかの、これとこれとこれというのがあるじゃないですか。妹さんの血液をとるということは、私がさっきから言っているように、母親の血液をとれば、ミトコンドリアDNAというもので親子関係は出せるわけでしょう。だけど、それをあえてしない。

しかも、「じゃ、何で妹さんの血をとったか」「それは一卵性双生児だから」「一卵性双生児というのは何でわかった?」「結果が出たからわかった」。これは逆じゃないですか。だって、一卵性双生児だということがわかって、血液をとっていったDNA鑑定をするというのが、それが本来のやり方じゃないですか。結果が出てきたから、一卵性双生児だったんですよ。

この時系列の中にも書いてあるけれども、3月5日に妹さん夫婦を呼んで、あそこで、99.99999937ですか、「これ、何だか、わかりますか」という説明をいきなりやったじゃないですか。聞いているほうだってわからないですよ。山形の御遺体とDNA鑑定をしているということを知らないんだから、何を言ってもわからないじゃないですか。「これはあなたのお姉さんですよ」ということをそこで言ったということでしょうか？ 私はそうじゃない。「これはあなたですよ」と言ったほうがよかったんじゃないですか。

北村警備部長

まず、先ほどから何回も登場しているミトコンドリアDNA鑑定ですけども、ミトコンドリアDNAを用いた親子鑑定というのは、ミトコンドリアDNAは母親からのみ遺伝するので、基本的に母方の血縁者は同一であります。ですから、いとことか、おばさん、そういう方に同じように流れると。区別することができないから、移動識別という観点からいえば、今回行った核DNA検査に劣る検査法であると言われております。

すみません、委員、もう1つはどのような質問だったのでしょうか。

内田委員

もう1回言いましょう。妹さん御夫婦を呼んで……、これはちゃんと引き継いでいるのでしょうか？ いきなり、ここに出ているんですよ。99点9が6つぐらい続いて幾つですよ。これ、何を言っているかわかりますか」と、そう

いう説明をいきなりしたんですよ。普通は、もしDNA鑑定を山形の御遺体と進めているのであれば、「この間提供していただいた血液については、山形の御遺体と照合して、こういうことです」ということから始めるんじゃないですか。いきなり99.9999……を見せて、「これ、何だかわかりますか」と、そんなものはわかりませんよ。知らされていない家族にわかるわけがないでしょう？

そして、もう1つだけ言います。回答書で、1回目の科警研のDNA鑑定の結果の話をしたというのが、7月22日というところですね。これは妹さんが養護学校に勤めているんですよ。その当時は養護学校、今は支援学校と言いますけれども。そして、それは帰り道か何かに当たるかわからないんだけど、とにかくその当時の厚生年金会館ですかね、今はちょっと名前が違ってしまっただけでも、あそこの喫茶店みたいなところに呼び出して、そこで説明をしたと言うんだけど、これも何かものすごく変だなと。DNA鑑定というのは、さっきから言うように、そうでしょう？ もし結果が出てきたとしたら、100%ということなんでしょう？ だから、DNA鑑定で100%が出てきたということは、「あなたのお姉さんは死んだ」ということを言うわけでしょう？ それを喫茶店に呼び出して、その報告をしたとあるんだけど、私、これもあり得ないと思うんだよね。

だから、家族は、聞いていないと言っているんですよ。そんな話じゃないと。そのときにされた話というのは、すごく下世話な話で、美保さんが昔つき合っていた彼のところに行って聞いたら、すごく嫌がられた、迷惑がられたんですよとか、捜査の状況を説明しただけじゃないですか。DNA鑑定という言葉すら発していないのに、回答書には、DNA鑑定についてというのを4回も家族に報告しているとあるんだけど、そのところも私にとってはものすごく不思議だし、家族にとっては、こんなもの、絶対納得できないと思うのは、私は当たり前だと思うんですよ。それについてはどうですか。

北村警備部長 先ほどから申し上げているとおりに、事前にも妹さんに御説明しておりますし、このDNA鑑定の結果は、警察からも鑑定書をお示しして説明しておりますし、それから、我々が仲立ちをして妹さんが代理人である弁護士を帯同して、16年6月だと記憶しておりますけれども、このDNA鑑定を行った大学のほうへ行って、みずから、その代理人とともに御説明を受けてきたと我々は確認をしているところであります。

内田委員 ちょっと待ってください。今の、これ、西暦と平成がごちゃごちゃになってしまうからちょっとわからなくなっちゃったんですけど、要するに、御家族がDNA鑑定について説明を受けたというのは、捜査している期間じゃないでしょう？ 私が言っているのは、血液をとったりする以前のことを言っているんです。そのときに既に県警は、DNA鑑定をするつもりでずっときたわけでしょう？ 言っている意味、わかりますか。今、私が話をしたのは、2003年です。だから、さっき、平成で言われたからわからなくなっちゃったんですけど、今言われたのは、その後のことでしょう。

北村警備部長 そうです。

内田委員 そうじゃないですよ。私が言っているのは、その前。だって、回答書で、4回言っていると言っているじゃないですか。DNA鑑定をして、結果がどうだこうだと。そのことを今、言っているんですよ。

北村警備部長 結果が出たのは16年であります。

内田委員 そうです。3月5日でしょう。

北村警備部長 ですので、血液をとることについても、もちろん先ほどからも申しあげましたとおり、妹さんにも御説明したというのが我々の記録に残っている事実であります。3月にその結果が出て、それから、実際に妹さんに御理解をいただくために、同年6月、その結果をもとに、鑑定人のほうから、それも妹さんの告発の代理人であります弁護士とともに行っていただいて、その説明をるる受けていただいたと我々のほうでは確認しております。

内田委員 これも時系列の中で書いてあるんだけど、署名集めをしたりしている状況の中で、一斉告発をしたというときがありますよね。私がもし家族であったとしたら、山形の御遺体とDNA鑑定をしている状態で、家族は一斉告発なんかしないですよ。だって、結果が出てきたら、死んだという判断をされるわけでしょう？ そして、もう1つは、署名集めは、私は多分中断すると思う。署名はちょっと待ちましょうと。だって、結果が出てくるんだから。そうじゃないですか。

北村警備部長 その署名集めのことに関しては我々は確定的な見解を持っておりませんが、委員の御質問というのは、もしDNAの鑑定を行っていなければ告発をしないと、こういう質問でしょうか。

内田委員 山形の御遺体と妹さんの血液を使って、御遺体の骨髄と血液で、今、DNA鑑定をしている最中であるということが家族に告げられていたらということですよ。わかります？ 告げられていたら、一斉告発ということはしないと思うということです。それどころじゃない。一斉告発をするんじゃないで、だって、その結果が出てきたら、美保は死亡したと言われる可能性があるわけでしょう？ だって、家族はそれどころじゃないじゃないですか。

北村警備部長 もちろん、いわゆる生きておられるということを前提に、それがそうなのかどうかという確認ですから、それとこれが、この本件の事案というのが、いわゆる告発事件であります、海外移送目的の誘拐事件ということで告発されるというのは別の問題だと考えております。それが特定されている結果の後であれば別ですけれども。

内田委員 ちょっと話を移します。私も今、頭の中を整理しながらやっているの。先ほどお配りした、もう1枚の資料、広報文について。これは警察が出したものですから、その写しだから。広報文というのがありますよね。本部長、広報文というのは何ですか。

唐木警察本部長 県警察として、山本美保さんの死亡について報じている、広報してある書面でございます。

内田委員 これは、この文書でメディアなんかにも発表したということですよ。そういう理解でいいですよ。

唐木警察本部長 御指摘のとおりです。

内田委員 私はゆうべもこれをずっと一通り読んでみたんだけど、この中で、「記」の下のところの「山本美保さんの行方不明状況等」というところで、本件の失踪に関しては、北朝鮮から韓国に亡命したある方が、平成6年ごろ、北朝鮮国内において見かけた女性が山本美保さんにそっくりであると証言されている、この一文をわざわざ入れているんですよね。入れていますよね。

そして、今度は最後の4の「今後の捜査」というところに、「本件については平成14年9月以降、鋭意捜査を行っていたところであるが、山本美保さんが、平成6年頃、北朝鮮国内において生存していた可能性はない」。これはどういう関係なんですか。

北村警備部長 警察では一連の捜査の結果を総合的に判断して、山本美保さんの失踪は、自殺によるものである可能性がある一方、北朝鮮による拉致の可能性も完全に排除できないと。これは遺体が上がったからといって、それが拉致の事件に全く関係がないという断定ができないから、このように言っているということでもあります。可能性が否定できないということです。御説明させていただければ、遺体がいくら上がったとしても、拉致の過程で例えば海に落ちるとか、そういうこともあり得るということです。それを否定する材料がないということです。

内田委員 いや、そうじゃないでしょう。だって、私はこれを普通に読んでみて、「平成6年頃、北朝鮮国内において生存した可能性はない」と断言しているんでしょう？ それで、上のほうには、亡命者の証言が書いてありますよね。一文が入れてありますよね。何でこれを入れたんですか。だって、可能性がないんだったらば……、多分、この可能性がないということは何を言っているかということ、59年に失踪して、その後亡くなったということ……。だって、DNA鑑定を出したということはまさにそうでしょう。そのとき亡くなっているんだから、北朝鮮へ行って生きている可能性なんかないということ言っているんでしょう？ そうじゃないですか。

北村警備部長 そのとおりです。ですので、そういうことを言っている供述というのはあり得ませんよということです。

内田委員 その下に、「死亡理由については、自殺の可能性もあるが、捜査を継続する」。この「自殺の可能性」ということを入れたために、当時のマスコミはどういう報道をしたかということ、自殺ということをやっぱり入れたんですよ。拉致というのはどこにも入っていないくて、自殺を入れたんですよ。何でこんなものを入れたんですか。

北村警備部長 事件、事故、自殺、あらゆる可能性があるということで捜査しているという意味で、そのように報道したものであります。

内田委員 自殺ということを特別にここに入れたわけでしょう。だったら、おかしいじゃないですか。

それで、何で私、このことを聞くかということ、要するに、県警にしてみれば、美保さんは自殺したということにしたいという部分があったんじゃないですか。どうしてかということ、本当は今日ここに当時の担当者が来てくれていればいいんだけど、県警が山本美保さんの所持品の中で執拗に家族に要求したも

のは日記なんですよ。日記帳。美保さんは多分日記をつけていたと思うんですよ。ところが、家族は日記帳もその日は持って出かけていると言っているんですよ。何回となく、その日記帳を出しなさいという請求をしているんですよ。

それで、私は、本当は所持品の中で、その当時つけていたのと同じようなブラジャーだとか、下着だとか、あるいはジーンズだとか、そういうものを出してくださいと言うならわかるけれども、日記を出せということを何回も言っているんですよ。ということは、自殺というものを出したというものがあつたんじゃないですか。

北村警備部長 警察としてはあらゆる事案の可能性を想定してやっておりますから、もちろん自殺の可能性もあるのであれば、それを明確にしなければいけませんし、拉致事件であるということであるのであれば、その疎明の資料を集めなければいけませんから、何回も申しておりますけれども、事件、事故、それから、自殺、そういう全方面で我々は捜査してきたということを申し上げているということでもあります。

内田委員 これは今日ここでこういう質問をするのがいいのかどうなのかちょっと迷ったんだけど、でも、ここまできたらね。要するに、今の自殺の可能性に絡んで、これは警察のサイドから意図的に流されているうわさというのがあるんですよ。私はこれはやめてもらいたいなと思っているんだけど。要するに、何かというと、この山本美保さんが自殺した可能性ありだということにつけて、実は美保さんと妹さんの2人がその当時、あることをめぐって取り合ったとかいうようなことを意図的に流しているんですよ。それ、私のほうには証人もいるんだけどね。そういうものは、私としてはこういう質疑みたいなものは本当はやりたくないんですよ。だけど、自殺の可能性ということ強く強く……。

私が検証していて、この当時の日記帳がなぜ欲しいのかなど。20歳前後の女の子の日記帳というのは多分……、私だってそうですよ。20歳ぐらいのときは、「死にたい」なんて書くことがありますよ。「あー、もう世の中嫌になっちゃった」。そういうものが警察のサイドとして、私、欲しかったんだと思うんですよ。それはなぜかということ自殺に結びつけたい。それで、何で自殺をしたのかという、その原因に、そういううわさを意図的に流したというのがあるんですよ。だから、これはこれでもうやりませんけれども、ぜひやめてもらいたい。そういううわさを流すのをやめてもらいたいんですよ。これ、意図的に流しているということもわかっているんですよ。

北村警備部長 警察としてそのようなことをしているということについての事実は、我々は確認しておりませんし、そんなことはないと思っております。

それで、自殺をしたいという、我々がそういう結論にしたいということではなくて、この事案が実際どういう事案だったのかという事実の解明のために、あらゆる事件、事故……、それはなぜかということ、海岸端のことでありますから、そこに遺留品があつたということですから、すべての可能性をもちろん判断する中で、仮に自殺であれば、自殺を示すものも必要ですし、すべての捜査事項を収集するという意味でやっているということは御認識をお願いしたいと思います。

内田委員 長くなりますので、私は最後にこれを申し上げて終わりたいと思うんですけども、私は一議員として何でこの問題にこんなにね……、ほかの議員さん、やりませんよ。何で私がこの問題をこんなにやっているかということ、私の政治の原

点なんです、私は、世の中に不条理なことあるいは理不尽なことがあったとしたら、素通りができない。私の政治の原点ですよ。だから、相手が警察であろうが何であろうがやりますよ。政治の原点。これをやらなかったら、私は政治家をやめますよ。即刻やめます。そういう意味でやっているんです。

そこで、これは、本部長、御家族の気持ちを慮ってぜひ考えていただきたい。家族にとってみると、北朝鮮に拉致されたかどうかということは問題じゃないんですよ。何が一番問題かという、山形に上がったあの御遺体が美保だと言われていることなんです。そのことさえ取り消してもらえばオーケーなんです。これは特定失踪者問題調査会とか、そういうところは別だと思いますよ。だけど、御家族の本当の今の気持ちというのは、私はそこしかないと思っているんですよ。妹さんとも話をし、お母さんとも話をし、家族の気持ちというのはもうそれしかないんですよ。

それで、この状態がずっと続いていくとすれば、要するに、鋭意調査中ですよ。一体いつまで続いていくのか。拉致の問題が多分解決するまで続いていくんですよ。そうすると、山本家にとってみたら、美保さんの葬儀をやれないんですよ。そうじゃないですか。遺骨は山形のお寺さんにまだ安置されているわけでしょう。だって、本当は、事実そうだったら、早く埋葬してやるべきじゃないですか。これ、人間の気持ちとして当たり前ですよ。

もう1点は、もしそうじゃなかったとしたら、御遺体の家族にとってだって、すごいことじゃないですか。今の状態を一体いつまで続けていくんだと。先が全く見えないじゃないですか。

それで、DNA鑑定の問題にしても、だって、もうやるができないわけでしょう。試料が残っていないということはやれないじゃないですか。これを解決してもらうのにはどうしたらいいかということ、本部長、ぜひ考えてもらいたいんですよ。これは家族の気持ちです。私はその気持ちを代弁して言っているんだけど、その1点なんです。だから、私たちが新たに署名を、この間4,420というのを示しましたよね。あれ、わずか3週間足らずですよ。3週間足らずであれだけ集めたので。あの内容は、山形の御遺体と山本美保は別人だということを言ってもらいたいと、その1点だけなんです。ということで、本部長から答弁をいただいて終わります。

唐木警察本部長 県警察といたしまして、引き続き、御家族に対して、御自身の記憶の裏づけになるようなものをお示しいただくようお願いするなど、事実関係の客観的な裏づけに努めてまいりたいと思います。

(警察署の名称について)

堀内委員 私のほうからも、警察署の名称の件でちょっとお伺いします。警察署の皆さん方には、日ごろ、日夜を通じ、住民の安心安全のために御尽力いただきまして、本当に御苦労さまでございます。私は、地元の代表としてであります、1点だけちょっとお伺いします。

平成19年4月に私どもは県議選で当選したわけなんですけれども、くしくもちょうどそのときに、地元の大月警察署、都留警察署が統合しまして、大月警察署となったわけでございます。その当時、都留の場合は、警察署がなくなり、法務局がなくなり、そしてまた、都留にありました建設事務所も大月のほうに行ったというようなことで、非常にいろいろ、当時、我々議員としましてその辺を強く言われた経緯があるんです。

まず、先に1つ、19年4月に都留と大月が統合しまして、名称が大月警察署となった経緯、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

有泉警務部参事官 委員の御質問にお答えいたします。平成19年4月に警察署の再編が行われまして、15警察署が12になってございます。当時の状況でございますけれども、夜間体制の強化とか執行力の強化を目指しまして、少数の警察署を整理いたしまして、80から100人規模の警察署に整理いたしまして、治安の維持に当たっております。

都留と大月署の関係でありますけれども、地域との協議をいたしまして、最終的に、庁舎の新しい、古いもございまして、庁舎の位置からいたしまして、大月警察署のほうに統合し、大月警察署に本署を置きまして、分庁舎として都留警察署の庁舎を活用しているところであります。

堀内委員

当時、私も大月警察署のほうへ行きました、何とか大月警察署の中に都留という言葉を入れてくださいというようなお願いもした経緯があるんですけども、そのときに、警察法施行令に関することを言われました。それはその当時聞きましたら、昭和20年何年だか、非常に古い施行令ということで、今の時世に合うかどうかと私もちょっと疑問に思ったんですけども、その施行令によりますと、管轄の区域内の主要な市町村の名称等を使うと書いてあるんです。場所が大月にあるから、おそらく大月警察署というものをそのまま使ったという感じがしているんですけども。

ただ、今、いろいろな警察署のほうでもありまして、例えば大阪の警察署では、大阪府〇〇警察署と表示しています。ところが、それがある日テレビのニュースの番組に出たんですけども、大阪府の警察署の正式名称は各都道府県の条例で規定されていますというように、2008年9月15日のテレビでそういう報道されたわけでありまして。ということは、警察法の施行令でやるのか、さもなければ、都道府県の条例で定めてやるのか。私は山梨県にこういう条例があるかないかということはちょっと定かじゃないんですけども、この辺をちょっと教えてください。

有泉警務部参事官 お答えいたします。委員がおっしゃったとおり、警察法の施行令で、警察署の名称について規定をしております。複数の市町村の名称が重なる場合については、主たる市町村の名称を冠するという規定になってございます。もとの警察法では、この規定に基づいて各県で条例を定めまして、条例上、何々警察署という組織の位置づけを行っております。山梨県でも組織条例がございまして、警察署の名称はそこに規定してございます。条例で具体的な名称をどうするかということを決めているのではございませんで、もとの警察法の施行令のほうで、こうあるべきだということを全国警察で統一したもので示しております、それを受けて条例で名称を決めております。

堀内委員

最近の例で、高知県の警察本部なんですけれども、中村警察署と清水警察署の統合に伴う警察署の名称についてというようなことで、これが平成21年3月24日から約1カ月間パブリックコメントを出しまして、住民の多くの人たちに意見を聞いているわけです。その結果、中村警察署とした経緯があるんですけども、清水警察署のほうからも、その当時、中村警察署でいいよというような意見がかなり出ているみたいです。

皆さんもご存じのとおり、都留警察署は本当に歴史が古くて、明治14年に、県内4連区、要するに、県内の4地区の1つのうちの谷村警察署という警察署が初めて出たんですけども、名前はその当時、都留警察署と変わりましたが、都留警察署の名称は、今でも本当に都留市民の多くの人たちに親しま

れているわけです。

例えばお祭りなどのときに、防災無線で「大月警察署から御連絡します」というような放送が入るんですけれども、なかなか都留の市民は、いまだに放送を聞いていても、大月警察署というのがピンとこないんですね。まるで本当に他人事のような感じで聞いているわけです。大月警察署の中に都留の名称が、例えば大月都留警察署と入れるか、さもなければ、都留大月警察署と入れていただければ、本当にその名前だけで安心安全の気持ちが出てくるんじゃないかと思うんです。まさに、お金をかけなくて、都留に本庁を持ってくるのではなく、名前を変えるだけでも、合理的に安心安全なそういう理解ができるのではないかとも思うところなんです。

また1つ、我々から見ますと、大月警察署の管轄区というのは、大月、都留、西桂、道志という、この4地区なんです。この4地区の中で、都留が真ん中で、例えば大月から道志へ行く場合は、都留を通過して道志へ行く。それから、西桂へ行く場合も、大月から都留を通過して西桂へ行く。だから、我々からすれば、都留が真ん中ですから、本当は都留警察署というような……。選び方も、今、都留分署になっていますけれども、建物のほうは古い。ところが、大月警察署のほうは新しい建物なんです。山梨県というか、警察ももうちょっと先を見て、例えば都留市のほうに新しい建物をつくっておいていただければ、おそらく都留警察署ということになったんだと思います。これだと、大体、皆さん文句を言わないですよ。

例えば、今、学校の問題もありますけれども、学校も今は大月市に都留高校というのがあるんですよ。というのは、郡内は都留郡なんです。だから、都留がないということが、都留市の住民は、警察がなくなってしまったよというような、安心安全の面でその辺を非常に危惧しておりますけれども、その辺の見解をちょっとお聞かせください。

有泉警務部参事官 お答えいたします。委員おっしゃるとおり、都留という名前に対する皆さんのお気持ちというのは私どもも重々承知しておるところでございます。しかし、今回の警察署再編におきましては、先ほど委員におっしゃっていただきましたけれども、施設の新しい、古いというのもございまして、体制も増強されました。収用能力というものも勘案いたしまして、大月のほうを本署として、都留を分庁舎として運用をさせていただいております。これは当初から申し上げておりますけれども、さらなる市町村合併の再編が行われて、また新たに上野原・都留というあの地域がまた再編されるようなことになりましたら、庁舎の新設も必要になってまいりますし、そのときに都留のほうに庁舎がということであれば、また名称のほうは変わってくるかと思えます。

御質問の、2つの名称ということでもありますけれども、日本の中には、そういった特殊事情があって、2つ冠しているところがございます。それは岐阜羽島というところがございます。新幹線の駅がその地域を代表する――やっぱり駅の名前でいろいろな議論があったと思うんですが、それが一般の皆さんに支持されている特殊な事情がございまして、そこで、岐阜羽島警察署というのが日本の中にもございますけれども、先ほど一番初めに申し上げた施行令の趣旨は、紛らわしくないような地名を冠して、警察署として治安の拠点としてやりましょうという全国統一したものでありますので、それがばらばらになってしまいますと統一ができない。このような特殊な事情がある場合については、警察庁と協議いたしまして冠しているところがございます。

今後のことでもございますけれども、中ほどで申し上げましたが、地域の再編がこれから進むという前提のもとに、また庁舎も50年、大変な税金をいただ

いてつくっておりますので、大事に使わなければなりませんので、そういった更新の時期等あわせまして、今後の名称については今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

堀内委員

これはあんまり言っていないかどうかわかりませんが、今、大月都留警察官友の会というものがあるんです。これは私の関連する会社も会員になっているんですけれども、署員の皆様の激務を陰からバックアップするという会なんです。当初、合併したときには、この会が大月警察官友の会という名称になっていたんですけれども、これがいつしか、大月都留警察官友の会になったんです。これはおそらく我々の会ですから、そういう名称をつくったと思うんですけれども、そのまま大月友の会にしていますと、都留の会員がどんどん減るんですよ。我々都留市の住民というのは、「大月警察にどうして？」というような思いもあるんですよ。ですから、やっぱりこれは本当に、確かにそういう施行令がありますけれども、場合によっては、ちょっと変えていただいたり、そういうことも必要じゃないかなと思うんです。おそらくこれは都留市ばかりじゃなくても、西桂も道志もおそらく同じような気持ちでいるのではないかなとも思います。それに対して本部長から答弁をお願いします。

唐木警察本部長

先ほど参事官からお答えしましたとおり、やはり政令の基準に従って条例で定めるとしっかりと警察法に規定されておりますので、お気持ちは痛いほどわかりますが、なかなか、「はい、そうですか」と簡単にお答えすることができません。友の会に御尽力をいただいている点は、この場をかりてきちっと本当に感謝を申し上げますけれども、そういう御事情をぜひ御賢察いただきまして、もう少し長い目で見ていただければ幸いです。

(交通環境について)

石井委員

交通環境のことにつきまして、二、三お尋ねしたいと思います。本県は、御承知のように、自動車への依存度が全国でも非常に高いと認識しております。そういった中で、交通安全という面では、県警交通課をはじめとしまして、あらゆる点で大変御尽力いただいておりますことにつきましては、深く感謝を申し上げます。

そこで、道路整備が進み、交通環境も改善されて、歩行者あるいはドライバーにとりましても非常に快適な、安全で安心な環境がつけられてきていると日々思っているわけですが、その中でも事故が減らないこともちょっと気になっているところがございます。

そういったことの中で、実は昨日の一般質問の中でも、土橋議員から、視覚障害者に対しての音響信号についての質問があり、警察本部長からも前向きな答弁をいただいて、私もそういった詳細なところまで配慮していただいているということにつきまして本当にありがたいなと思った次第でございます。

そこで、このような中にはありますけれども、信号機についてですけれども、今、LEDにかわってきていると思っておるわけですが、設置が進んでいるということは従来の信号機と比較して、特色といいますか、長所が相当あるんじゃないかと思っておりますけれども、その点について聞いておきたいと思っております。

青柳交通規制課長

御質問にお答えいたします。LED信号灯器につきましては、平成11年度から整備を始めまして、本年3月末現在、1,763交差点の信号機のうち、約26%でございますけれども、459交差点の信号器につきまして、LED

の信号灯器を整備しております。

その特長、メリットでございますけれども、1つは、擬似点灯現象が起こりにくく、安全面で非常によいということです。この擬似点灯でございますけれども、電球式の信号灯器につきましては、電球光源の裏に、平均に光が出ますように、反射する器材がございます。その器材に太陽の直射日光が当たりますと、その反射器材を通して点灯しているかのように見えてくる擬似点灯が起きますので、信号器の識別が非常にしにくいというような状況になります。当然、LEDの場合は発光ダイオード、LEDから直接出ますので、擬似点灯がなくなります。

2つ目が、電灯式の耐用時間が4,000時間に対して、LEDは5倍の耐用時間ということで、非常に寿命が長いということであります。

3つ目が、電灯式は1球70ワットでございますけれども、LEDはその80%の消費電力であるため、節電ができるという利点がございます。

石井委員

現在の設置率については26%という話を聞きましたけれども、設置する場合、予算的な面では相当差があるわけですか。

青柳交通規制課長 まず設置費用の面でございますけれども、車両用灯器等は27万円ほどかかります。これは電球式の灯器と比べますと、約1.7倍の費用がかかってまいります。

そのほか、今後の整備についてでございますけれども、今、459交差点の整備が終わっておりますけれども、今年度、さらに、予算上、91交差点の整備を進めております。新設するのはすべてLEDの信号灯器ということでございます。ご承知のとおり、家庭用の白熱電球、これはもう既に製造を中止したメーカーもございまして、将来的には信号の電灯の電球も間もなく製造中止になるのではないかとということもございしますが、このこともありまして、計画的にLEDの信号灯器の整備を進めていきたいと考えています。

石井委員

ありがとうございます。ただいま、従来の信号機とLEDの信号機との特長と申しますか、その差はよくわかりましたですけれども、予算的には1.7倍ぐらいかかるということでございます。

実は私が一番心配になっていて本日聞きたかったのは、朝日が出る時、それから、夕日が沈むとき、やっぱり太陽の日を受けた信号が見づらい。先ほどの擬似点灯ですか、そういうようなことが全県下でも、非常に多いのではないかと感じていたところでございます。そういったことについて先ほどお話しただいたところですが、歩行者並びにドライバーにとっても交通環境の整備というのは非常に大事ではないかと思ひ、今後において、LEDの設置をできるだけ早く進めていただいたら、まさに環境が非常に整っていくのではないかと感じております。

人の身体、生命というものは何物にもかえがたいものでございます。事故が起きれば、被害者、加害者ともに苦しむわけでございますので、そういった点を含めまして、非常に高価ということもあるわけでございますけれども、今後ともぜひそういったものに積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

地元の上野原でも、今、1カ所か2カ所、LEDの信号になっておりますけれども、町なかの信号はほとんど従来のままですから、そういった点も含めまして、全県下にわたりましてお願いしたいと思っておりますので、要望とあわせて、今後の取り組みについてお聞きしたいと思っておりますので、

よろしくをお願いします。

青木交通部長 県下に1,763の信号機があるわけですが、逐次、今ある459だけでなく、今後さらに予算措置をしていながら、地域の要望、実態をお聞きしまして、優先順位をつけながら、徐々にLED化を図っていきたいと思います。特に交差点事故も25%程度ありますので、そういったことによって事故防止も図れると思っております。

石井委員 ただいま青木交通部長さんからの精力的なお話をお聞きしまして、ほっとしたところでございます。ぜひ今後も交通安全ということにつきましても、地域住民が快適に暮らせるような、そんなまちづくりをしていきたいと思っておりますので、ぜひとも今後とも変わらずによろしくお願いいたしますと思います。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部関係

※第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの

質疑 なし

討論

小越委員 先ほどの警察本部のところでもお話ししました。職員の給与削減が入っている補正予算です。職員の給与削減は、これからの経済不況のときに、所得を、また購買意欲を低下させ、県民の経済、また、民間の給与も引き下げることに繋がりますので、私は反対いたします。

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第98号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

小越委員 採択していただきたいと思います。この請願は昨年度に出されているんですけども、ぜひ採択をしていただきたいと思っております。ほかの国でも、この問題について謝罪をするべきではないか、また、日本でも村山元総理大臣、河野洋平さんの談話にもありますので、日本においても、この問題に対してしっかり謝罪をし、真相を究明することは的確だと思しますので、私はこの請願を採択すべきでだと思います。

討論 なし

採決 賛成多数で継続審査すべきものと決定した。

※請願第 22- 4 号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を求める意見書の採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

小越委員 採択すべきだと思います。この本文にありますけれども、アメリカ兵が犯罪を犯しても裁判権を放棄することが存在しているのであれば、それは日本国として重大な問題です。調査、公表、また破棄させるのが独立した日本の国として当然であり、この請願は採択すべきだと思います。

討論 なし

採決 賛成多数で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(公共交通機関の利用促進について)

樋口委員 公共交通機関の利用促進について伺います。国母工業団地に松下系の大きな企業がありますが、例のリーマンショック等々、不況の影響からでしょうか、さまざまな要因で、本工場機能を九州に持っていくということで、一昨年、当時600から800人、実数をちょっとつかんでいないんですけども、人員を削減しました。昨年の春ごろの数字で、300人減りましたが、昨年の夏以降、また、逆に今度は、本工場機能を山梨に持ってきてくれるというありがたい話がありまして、今、1,100から1,200人、社員がいるということがあります。

その企業に去年も行ってお話を聞きたかったんですけども、忙しかったり、向こうも、新しくこちらへ来られた方、あるいはこちらから九州、大阪に行き戻された方がまた家庭の環境を落ちつかせるために非常に御苦労されたと聞いているんですけども、そういうことがあって去年は行けなかったんです。

先日ちょっと行って、意見交換会をしてまいりましたら、公共交通のことを非常に憂いておりました。大都市、政令指定都市に住んでいらっしゃる方々の経験ですから、まさにしょうがない部分もあるんですけども、非常に交通

の便が悪いという現実的な悩みを聞きました。またあわせて、超高齢社会が現実のものとして進行というか、定着して、さらに進行するということや、環境への負荷とか、それに適合したまちづくりという観点からも、やはりいま一度また公共交通を行政がしっかりと支援をしていくということがトレンドといえますか、正しい方向性であると思いますから、そういう点で何点か聞きますから、回答をお願いしたいと思います。

まず、今の路線バスの現状をどのように認識されているか伺います。

矢島企画県民部次長 路線バスの現状の認識ということでございますけれども、マイカーの普及によりまして、昭和40年以降、バスの利用者は急速に減少しているという状況でございます。調べてみましましたら、バスの利用者のピークは、東京オリンピックのありました昭和39年、陸運局の調べで、県下全体で6,600万人ぐらいが利用していたということなんですが、昨年度の利用者数の統計を見てみますと、960万人ぐらいになっているということで、ピーク時から比べると7分の1ぐらいに減っているという状況でございます。

急速な減少ということなんですけれども、最近数年間は、バス事業者の経営努力もありまして、やや横ばいになってきているという状況でございます。

樋口委員 それで、そこの懇談会でも話をしたんですけれども、山梨などの地方都市においてはマイカーが本当に断トツにパーセンテージが高い移動手段だということで、ほかの公共交通、バスあるいは電車を使わないと。使わないから本数が減り、本数が減るから運賃が高くなる、高くなるから乗らない、乗らないから本数が減るといふ悪循環になると思いますけれども、そういったものとは関係なしに、新しい企業が来て、非常に需要が高まっている。あるいは、高齢社会到来で、乗り物難民といえますか、甲府市ですらデマンドバスということでもありますけれども、その辺のことについて、県といえますか、行政といえますか、どういったような支援をされてきているのか、ちょっとこの辺を教えてください。

矢島企画県民部次長 公共交通に対する県の支援としまして、特にバスにつきましては、県のほうから、バス事業者に対して、赤字の部分を国と協調して補助して何とか維持しようというのが26路線ございます。そのほか、バス事業者がもう維持できないということで撤退したバス路線を、市町村がそのまま引き続き維持していただくという路線が67路線ございまして、この路線の赤字分についても県から年間約6,000万円の補助をして、何とかバス路線の現状を維持していくようにということで努力しているという状況でございます。

樋口委員 県があつて、市町村があつて、事業者は山梨交通とかが富士急行になると思うんです。県が市町村の支援をすることもあると思いますし、市町村が事業者の支援をすることもあるんでしょうか、その辺の役割分担といえますか、その辺のことをちょっと教えて下さい。

矢島企画県民部次長 県は市町村のバス事業の運営に対して財政的な支援をしているということでございますけれども、市町村とすれば、バス事業者が撤退した路線バスを維持するという自主運営バスの運営をやっております。さらに、3年前に公共交通の活性化の法律ができて、市町村が国の補助金を得て、デマンドバスとか、あるいはコミュニティバスの運営をしているということで、市町村は住民の足の確保に努めているという状況でございます。

樋口委員 デマンドバスとかバスコンシェルジュなんていう言い方もありますけれども、バスコンシェルジュのほうの評判といたしますか、利用状況といたしますか、公共交通の利用促進にかなり貢献しているのでしょうか。

矢島企画県民部次長 公共交通の利用促進に向かって一番大事なことの1つに、やはり情報の提供がございます。ということで、バスコンシェルジュというのは、バス協会とバス事業者、それから、県の観光部のほうが財政的な財源を見つけてきて、一緒になって組み立てたという経過もございまして、観光部が中心になってバスコンシェルジュを組み立てました。聞いておりますのは、観光客はもちろんですけれども、一般の住民の方々も、携帯電話あるいはパソコン等で、バスの運行状況がよくわかるということで便利だという評判をいただいていると聞いております。

樋口委員 今日、そこの社員の皆さんとまた意見交換をする機会もあるんですけれども、JR東海の身延線は本数が少ないため、自分たちの始業時間に合わないとか、あるいは帰る時間に合わないとかあるんですけれども、それはなかなかちょっと難しい問題かもしれませんが、バスの路線とか便利な時間、便数とかそういうものについては、国母工業団地全体は大きな受け皿だと思いますから、国母工業団地を例えば団地組合とか企業組合とか、あるいはそこに存在する企業の労働組合とか、あるいは地元の皆さんとかという方々と、私は、意見交換といたしますか、そこに行政が入って要望を聞いて、利用促進につながる。そして、そこに住む人、働く人の利便性に大きく貢献するような方向に持っていくことも非常に重要ではないかと思うんですけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

矢島企画県民部次長 国母工業団地の企業がつくっている国母工業団地工業会という組合があるんですけれども、実は2年前に、あそこにはたくさんの従業員がおりますので、新たなバス路線が行くことができないのかということで、工業会とバス事業者と一緒に検討したことがございます。その際には、その従業員は、会社の土地も広く敷地の中に駐車場もあるから、どうしてもマイカー通勤のほうが便利なので、バスの需要はそんなにないよという結論になりまして、その話は立ち消えになったんです。

その後、最近になって、企業の皆さんの環境に対する意識は随分変わってきておりますし、単に便利だからというのではなくて、ちょっと不便でも、できるだけ公共交通を使って、環境に配慮した活動をしようという企業も増えてきておりますので、そういう背景もありますから、また改めて工業会と話をしてみまして、そういったバス路線を使う通勤ができないのか、その辺の相談をまずして、その上で、どういった話し合いをするのか考えたいと思っております。

樋口委員 今のお話で思いついたといたしますか、思い出したんですが、私が言っている企業というのは、実は松下ブランドのパナソニックファクトリーソリューションズというところなんです。それは今、公共バスが走っていますけれども、今のお話で、環境の話になりますと、横河電機さんなんか、ゼロエミッションなんかで非常に先進的な、先行的な取り組みをしていますから、バス路線のことだけじゃなくても、これは次長のところの所管じゃない部分にはなってきますけれども、県として、300人が1,100人に増えた。その方々が今、賃貸マンション、住宅に入っている方々、結婚され、子供が生まれて、持ち家を

持って、定住するということまでするには、やっぱり教育や子育て、いろいろなインフラ整備をしなければならないと思いますけれども、そういったところの意見といますか、要望といますか、実態調査といますか、そういったものを次長のところだけじゃなくて、県の知事政策局とかそういうセクションでぜひ持っていただきたいなと今、思ったんですけれども、その辺はどうでしょうか。

矢島企画県民部次長 公共交通に対する問題意識というのは、県民の皆さんも非常に強く持ってきておりますし、そういった考え、要望、意見を聞くということは、私ども公共交通の政策を担当する部署の人間としては当然すべきだと思っております。その方法につきましてはいろいろと考えてさせていただきたいと思っております。いずれにしても、意見、要望、そういった実態を把握した上で、今後の対策についてしっかりと考えていきたいと思っております。

樋口委員 大まかなところはまた後でどちらかに伺いますけれども、公共交通のことでもう少し質問します。以前、私も結構力を入れて、パーク・アンド・ライド、レールライド、バスライドの質問をしました。しかしながら、最近はやっと死語的になっているなど。そういう言葉がほとんどなくなっているなど思っています。当時そのことを推進したけれども、結局、県の職員の方々、あるいはそれに準ずるぐらいの大きな会社の方々、そのときだけ利用されて、あとはそのままやむやになってしまったと思います。今現在、その取り組みはどうなっているんですか。

矢島企画県民部次長 パーク・アンド・ライドにつきましては、平成8年ごろから盛んに取り組みがされたと記憶しております。開国橋ルートとか、あるいは敷島ルートとか、実証運行をして、その結果、残念ながら、事業化は困難だという結論に至っております。

そのほか、パーク・アンド・ライドを支えるもう1つの柱であります駐車場の整備、これにつきましても、中央線、身延線の沿線22カ所で、約600台分の駐車場の整備を行いました。17年、8年ぐらいには、もう補助金の申請もなくなってしまったということで、平成19年はほぼできるところはやり尽くしたのかなということで、補助金もそこで廃止になったということになっておまして、パーク・アンド・ライドについては1つの区切りがついたような状況になっています。

先ほど来申し上げておりますように、公共交通の維持、確保、拡充というのは、今はやはり社会の本当に大きな課題だと思っておりますので、また新たな認識で、公共交通をみんなが使っていくんだという取り組みを、抽象的な言い方で恐縮なんですけれども、新たな展開を考えなければいけないなど思っております。パーク・アンド・ライドにつきましても、発展的にどんな形で今後できるのか、考えていきたいと思っております。

樋口委員 本当に当時のことを思い出しますと、いい発想だけれども、なかなか昔みたいに、時間で行って時間で帰るのではなく、その間、いろいろな価値観がありますから、求めるところがさまざまに違いますから、なかなかうまくいかない部分があったと思います。

そこで、1つは、国母工業団地のその会社ですけれども、九州の鳥栖から、から甲府へ来た人がいます。サガン鳥栖からヴァンフォーレ甲府。来年、ヴァンフォーレはJ1に昇格しますから……、実は雑談の中でそういう話がいつば

い出たんです。このままでは、小瀬へ行けないよと。4年ぶりの昇格ですから。4年前、たしか、県も率先して協力していただいて、パーク・ライドというか、何ていうんですか、例えば振興局の駐車場に車を置こう、そこからバスを走らせて小瀬に行こうとか、そういった取り組みもされたと記憶しているんです。それで、それはヴァンフォーレの会社がやることだよとか、どこどこがやることだよということになるんでしょうけれども、そのことを支援することもやっぱり県の大きな役割といたしますか、アピールになるんじゃないかなと思いますけれども、そんなことは既に検討されているんですか。それとも、しようとしているんですか。どうですか。

橘田企画課長

ヴァンフォーレの支援につきましては、県としてもいろいろな支援をしておるところでございます。今、委員のおっしゃる御質問は、小瀬スポーツ公園へのアクセスというようなことになろうかと思えます。公共交通機関という意味では、甲府駅から、現在、山梨交通がシャトルバスを8便、試合当日に、ホームゲームのときに運行をしている状況でございます。

また、マイカーで来るサポーターの皆さんもいらっしゃいますので、小瀬のスポーツ公園自体として、駐車場が約2,000台あります。それから、臨時の駐車場ということで、甲府市の環境センターとか、周辺の駐車場を約1,000台確保しております、今、3,000台を確保している状況でございます。

J1に昇格しますと、さらに県外からもそれぞれのファンの方がいらっしゃるというような状況も十分考えられますので、また、関係機関あるいはヴァンフォーレの会社ともよく協議とか相談をする中で、小瀬スポーツ公園のアクセスという面で、利便性をどういった方法で高めていったらいいのかというようなことについても検討する必要があるのかなと考えております。

樋口委員

そうか、企画県民部のほうでしたね。すみませんでした。4年前ですか、僕も何試合か行きて、やはり浦和レッズとかああいうところが来ると、すごい、すばらしい応援で、こっちも負けてはいられないぞというファンがやっぱり集結すると思うんですよね。駐車場の確保もそうですけれども、たどり着けない。帰れない。ですから、やはり乗り合わせて行くとか、公共交通あるいはそのようなもので支援をすることが必要だなと思えます。

本当にJ1に復帰した一番の原動力は、たしか、一番だったんですよ、平均集客数が1万2,000人とか、それは、すばらしい誇りですから、それが行けなくなってしまったりして、きっとそういう心配もすごく出てくると思いますから、今、話がちょっとずれましたけれども、ぜひお願いしたいなということでございます。

また公共交通のほうに戻りますが、今度の国会で、交通基本法を成立させて、450億円ほどの予算という話も聞いていますが、今言ったようなことのほかに、きのうですか、リニアを前倒して行おうとか、各県の駅をJR東海さんにももっと負担をしてもらおうとか、ニュースも入ってきました。山梨のどこにリニアの駅を設置するのか、どこに設置するにしても、東京とリニア新駅が20分で結ばれると。けれども、リニア新駅に行くのに30分、40分かかるのであれば全く意味がありませんから、やはりこの際、公共交通について、またしっかりと政策をつくり上げていき、県民にお示しをしていく、リニアの駅ができるまで、あるいは、さまざまな企業誘致がうまく行って、あるいは、暮らしやすさが進むという大前提で、まちづくりもそうですけれども、公共交通の利用促進について発信をしていっていただきたい。さっきの国の予算のこ

とと絡めて、お考えがあれば伺います。

矢島企画県民部次長 リニア新駅と県内の主要な拠点を結ぶ交通アクセスにつきましては重要な課題ということで、しっかり検討してまいります。来年、リニア活用基本構想の着手の準備に入ろうと思っておりますが、その中の重要な課題として交通アクセスについては検討していきますので、その中で具体的な内容をまた御提案させていただきたいと思っております。

それから、交通基本法絡みの、いわゆる一般の公共交通の今後の充実に対しては、これまでの国の仕組みは、市町村の公共交通の事業に対して支援はしているんですけども、3年限りという、本当に期限付きの支援だったんですね。ところが、今、交通基本法という議論の中では、移動権を保障するということも議論されておまして、それを保障する事業として、持続的に公共交通が維持できるような、継続的な支援をしていくということも、今の450億円の中には盛り込まれていると聞いておりますので、これが実現したあかつきには、山梨県内各地で各市町村がそういった取り組みを取り込んでいただいて、公共交通が少しでも便利になるといった取り組みを、助言もして、支援もしていきたいと考えております。

樋口委員

私たちも注目して見ていきたいと思えますし、場合によっては、考え方をまた本会議等で提起させていただきたいと思えます。ぜひよろしくお願ひします。

さっきちょっと申し上げました、そういった方々の声を、今、公共交通ということで1つ申し上げましたけれども、総合的な声を、ほかの県に住んでいて、こういう行政サービス、こういう暮らしやすさがあったということ、経験として、体験として、生活体験の中で持ってきた方々が今回大勢増えました。

そういった方々の声を……、知事は常々、県民の声によく耳を傾けるという言い方をされたり、出張トークとか、出向いてやるとか、いろいろな形づくりをしていると思えますけれども、任期が変わるということもあります。この際、そういった、ほかのところで暮らしていた暮らしやすさを山梨へ持ってきて、さらに山梨になかった暮らしやすさをつくり上げるとか、そういった意味でも、やっぱり人々の声を聞くことは非常に重要だと思えますけれども、その辺についてお伺ひします。

平出知事政策局長 今、樋口委員のほうから、さまざまな御提案というか、御叱咤をいただいております。まさに知事が何回もいろいろなところでお話をさせていただいております、暮らしやすさ日本一、これは物も心も豊かであること、そういういろいろなことが調和されて、うまく回っていくこと、そういうことが暮らしやすさが高まることだと言っております。

また議員皆さまのいろいろな御叱咤もいただきながら、今、ちょっと触れていただきましたけれども、県民の皆様から御意見を聞くツールは幾つも持っております。ひざ詰め談義もやっておりますし、出張トークもやっておりますし、出前講座もやっております。あるいは、クイックアンサーというような制度もございします。さまざまなツールはあるわけでもございしますけれども、さらに暮らしやすさを高めていくために何が必要かというのは、また議員の皆さまの御意見、御叱咤もいただきながら、積極的に取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

(北口県有地の利活用について)

内田委員

では、北口県有地の利活用について、今定例会で代表質問を行ったというこ

ともありますが、もうちょっとやりたいと思います。まず、開発業者、いわゆるディベロッパーというのは、私の記憶だと、あれはおととしの2月ですよ、一時凍結をしたというのはたしか2月だと思うんだけど、その年度の予算では、たしか、ディベロッパーというか、開発業者の予算はカットしたような記憶があるんだけど、そこだけちょっと確認をします。

橘田企画課長 提案の調査等々の委託を2,400万円ほど平成20年度の予算で盛るといような状況だったと思いますが、それをカットして約400万円を執行したという状況だと承知をしております。

内田委員 そうすると、この間の代表質問のときの答弁の中で、私の記憶だと、あその方式というのは、たしか、ディベロッパーが間に入って、その人たちが動いて、各企業を訪問したりしてお客さんを連れてくるという形だと思ったんです。私は、この2年間で具体的にどういう活動をしてきたのかということをしてたしか聞いたんですよ。そういう中で具体的な答えが出てこなかったと思う。企業名を挙げてくれということを行っているわけじゃなくて、具体的にディベロッパーと契約を結んでいないんだから、今度は県が直接動くしかないでしょう。企画課のほうで直接向こうへ出向いて行って、山梨県を売り込んだりしていくわけでしょう。知事の考えていることを売り込んだりして、お客を自分たちで見つけていくということだよ。そういう活動をどのようにしてきたのかということ聞いたんだけど、それについての明確な回答がなかったんです。そこで、まず、もう約2年たつんですよ、2年間で具体的に何社を訪問して、幾つの会社からこういう話があったと、そういうことを私は求めたんだけど、まずそれについて、具体的な企業名は要らないから、数だけ言ってください。

橘田企画課長 私ども企画課といたしましては、開発業者の動向とか経済情勢の状況を伺うという観点から、企業訪問をしております。それで、昨年度21年度につきましては、金融機関とか専門コンサルへ訪問したのは3回でございます。それから、今年度22年度につきましても、金融機関、専門コンサルに行ったのは3回ということで、情報収集といいますか、状況を伺ってきたという状況でございます。

内田委員 ということは、ディベロッパーがいなくなったんだから、行くところがないわけだよ。行くところがないとすれば、行き先は金融機関だとかそういうところしか多分ないだろう。情報の入手先がないよね。だって、一時凍結しているんだから。そうだよ。一時凍結した状態で、予算を使わないでどういう活動をするのかと私は聞いたんだから、それに対して、今の答えだと、金融機関とか、あるいはコンサルみたいなところへ、それぞれの年度で3回行ったと。これだったら、私、絶対出てこないと思う。だから、ノーだと言ったんです。私は個人的に考えたら、今の時代からして無理。この、それぞれ3回、計6回行った中で、情報関連、IT関連の具体的な企業名は出てきたんですか、NECというのは前に出たから、出してもいいよね、NECみたいな会社は出てきたんですか。

橘田企画課長 説明が不足していたかもしれませんが、私どもの企画課が所管している部分においては、金融機関とか専門コンサルへ行っただと。別途、情報産業振興室において、都内の大手情報通信企業とかそういうところを回っているということで、先ほどお答えしたのは、ディベロッパー関係のところへ3回行った

という状況でございます。

その内容については、この間本会議でも触れさせていただいたと記憶しておりますけれども、現在の状況ですと、なかなか経済情勢も厳しいと。それから、ディベロッパーの関係でございますと、やはり大都市圏とかそういうところの開発を淡々と進めているという状況で、まだ地方都市までは開発意欲は及んできていないという状況でございます。

内田委員

今の最初のほうの答弁がちょっとわからなかったんだけど、企画課のサイドでやっているのは、もともとはディベロッパーみたいなどころとやりとりするのに、ディベロッパーがないから、金融機関とかコンサルみたいなどころを訪ねたんだと。だけど、その中で、具体的に企業名なんか挙がってこなかったということだね。無理だと、そう言われたわけだ。今、地方都市なんか無理ですよと。東京の周辺だったらともかくも、山梨だとか長野だとか、そんなところ、無理と言われたんだと思う。そういう状況ですよ。そういう理解でいいのね。

橘田企画課長

そうです。まず、ディベロッパーの開発意欲が非常に低調でございますから、当然、その中に入ってくる情報通信企業というものも含めて、その部分については、今の段階ですとなかなか難しい状況にあるということでございます。

内田委員

ということは、これ、段取りを踏んでいると、今、一時凍結をしているんだから、この間の知事の答弁を見ても、これが唯一だ、これが一番だとは思っていないと、たしか、そういう答弁をしているよね。ほかの方策もあるかもしれない。だけど、今のところ、自分の中ではほかの方策がない。あそこを情報拠点以外に考えることができないと言っているんだよね。そうすると、あの利活用について、例えば我々が「こういうのがあるじゃないですか」と提案すれば、それに乗っかってくるということは私、あり得ると思うんだよね。

そうすると、今の課長の答弁だと、ディベロッパーすら求めても、今の段階で一時凍結を解いて、「さあ、ディベロッパーさん、山梨県のこの計画に参加して来てください」と言っても、結局、現状ではないということなんだよ。開発業者すら見つからないと思うんだよ。なぜかという、だって、開発業者はそこへ入ったら、具体的に企業を見つけてこなければならぬでしょう。そんなことができないと言っているんですよ。大都市圏ならともかく、山梨みたいなどころは無理と言っているんですよ。そういう状況だと思う。

そういう中で、そうすると、私はこの間知事との質問のやりとりをしていて、あの話が出てきたのは3年前だよ。そこで、ある議員さんの提案でいきなり出てきたんですよ。提案というか、質問でね。そして、それに知事が乗った形でやりとりをして、一気に進むかなと思ったら、ところがどっこい、時代がそういう背景ではなくなってしまった。

それで、私が2年前のこの議会で「一時凍結したらどうですか」と言ったら、「いや、そんなことはやらない」と言ったけれども、年が変わったら、すぐ凍結したんだよね。流れはそうじゃないですか。だから、私は決して間違っただことを言っていないし、時流に合ったことを言ったんだけど、ただ、知事のほうを受け入れなかっただけだよ。何で受け入れないかは、そんなことまでは知らないよ。でも、そういう状況です。受け入れなかった。自分の中ではあったのかもしれないけれども。

そういう状況の中で今があって、2年間たっても音さたなしという状態だよ。こういう状態で、私は「あの一等地をいつまでこのままやっておくんです

か」と言ったら、「いや、駐車場として有効活用している」と言うから、「ちょっと待ってください」と。だって、図書館の駐車場はつくる予定でいるじゃないですか。そうでしょう？ 図書館利用者のための駐車場は、多分、有料駐車場か何かにしてつくるんでしょう？ それ以外の駐車場なんていうのは図書館にとっては必要ないじゃないですか。それが有効活用だとは私は思えない。

思えないし、だって、もともと駐車場なんか4層であったんですよ。あったものを放棄して、山日の土地を取得して、今のこの状態をつくってきたんじゃないですか。それは前県政でつくってきたんですよ。それを私たちは、本当の話、あんなものは白紙撤回すると思っていたんです。全体もう白紙だといってやると思っていたら、白紙にはしたけれども、結局は今になってみると、図書館はそのままの状態でつくった。そして、情報拠点もやるとしたならば、「何だ、情報拠点と生涯学習センターが変わっただけで同じことではないか」と県民が思っても仕方ないじゃないですか。そう思いませんか。私はそう思うね。横内知事の政策を担当した1人としてもそう思いますよ。「変わってない」と言われますよ。当たり前なことだけだね。

そういう中で、一体これ、いつまでこの状態を続けていくのかということを知りたいんだけど、今のところ、やっぱり情報拠点でいくんだと。だけど、情報拠点のこれでいくんだけど、肝心のディベロッパーがいないわけでしょう？ 進まないじゃないですか。

橋田課長、個人的な見解でもいいから、自分の考えをちょっと言ってみて。そう思わない？ 不思議でしょうがないよ。こんな状態を大体いつまで続けていくのかなというね。次の知事の任期が来ても、半分ぐらいすぐたってしまうよ。この問題は、だって、前回の4年前の知事選のすごく大きい争点だったんですよ。それ、もうみんな、半分ぐらいは忘れてしまってるね。いつまで続けていくのか。

これ、多分、課長に聞いても無理だと思うから、部長から答弁をお願いします。

中澤企画県民部長 私どもは、内田委員と同じく、北口の県有地を一刻も早く有効活用したいという気持ちでいっぱいでございます。ところが、県の財政が非常に厳しい状況で、北口の開発をどうしても民間にお願いして、民間に施設をつくっていただいて、そして、整備をしていただくんだと、そういうことなものですから、今の景気の場合で、なかなかディベロッパーが進出をしてこないという状況でございます。

ですから、情報通信業界の景気がどうかということももちろんあるんですけども、ただ、情報通信業の企業が入居していただけるかどうかということよりも、やはり民間主導というか、民間にお願いをして、施設をつくっていただいて、企業を誘致していただくという、そのスキームでありますので、なかなか今、新しい方法が見当たらないし、また、北口のあの土地の広さもそんなに広くない、ああいう状況の中で、施設整備に非常に大きな土地が必要となるような企業を誘致するというのはなかなか難しいでしょうし、そういう面からいくと、情報産業なんかはふさわしいのではないかという気持ちであります。また、あの辺の民業を圧迫しないという、そんなこともいろいろなことを考えますと、今のところは、高度情報化の拠点として整備するよりもいい案が浮かんでこないということが現実のところでございます。

内田委員

甲府市の紅梅地区に「ココリ」という商業ビルがオープンしましたが、全部埋まっていないですよ。あそこもたしか、ディベロッパーが途中で倒産して

変わったんですよね。今、入ったディベロッパーというのは、何か外資系の会社が入ってきて、ここで問題にするじゃないから、私は言わないけれども、別の問題も起きているみたいですよ。

そういう状況の中で、この間から、時代の変化の中で、もう今は企業誘致の時代じゃないという質問を何人かされたですよ。私の会派でも、私以外の議員でも、そういう考えを持っている人がいて、多分ほかの委員会でもやっていると思うんだけど、私もそう思っているんだね。今もう、企業を引っ張ってきて……。確かにそうなんです。税金を生み出すということからいうと、企業誘致は1つのものすごく大きい要素。だけど、むしろ私は外から企業を引っ張ってくるよりも、今ある企業に力をつけてもらって、それで税金を増やしていくほうが大事な時代へ入ってきているんじゃないかなと思っているのね。これ、議員さんみんな、そういう感じを持ってきていると思う。新しい企業を引っ張ってくる時代じゃないよなと。市町村もそうですよ。そういう時代にもう入ってきてしまっているんだよね。

さっき、部長は、あんまり広くもない土地と言いましたよね。じゃ、これ、結果的に最終的な責任は知事がとるんだと思うんだけど、そうでしょう？ 自分の1期の任期の中でこういうことをやりたいと言って、だけど、今、一時凍結したわけで、頓挫したと。結果的に情報産業なんてだめだったと。そうしたら、あの県有地が、通算で例えば8年ぐらいそのままの状態、有効活用といっても、図書館の駐車場だけだという状態になったときに、知事が責任をとるといふことなの？ だけど、それしかないよね。部長がとるわけにはいかず、ましてや課長がとるわけにもいかず、最終的には知事が責任をとるよね。でも、責任をとるといふことの意味が私にはよくわからないんだけどね。口で「私が責任をとります」といふことが責任なのかよくわからない。そういう理解でいいんだよね。

中澤企画県民部長 今のところ、高度情報化拠点が一番ふさわしいと思っているということでありまして、活用策については、景気の回復を待ちながら、また、社会経済情勢が変わってくるというようなことも考えられるので、必要があれば見直しを行っていくというでありまして、責任をとるとかとらないとかということではなくて、最善の策を今までも探ってきたということだろうと思っています。

内田委員 言葉というのは使いようで、「最善の策を探ることが私の責任のとり方です」と言えばそれまでになってしまうんだけど、ちょっと時代をさかのぼって申しわけないんだけど、たしか、昭和四十二、三年だと思ってるんだけど、田辺知事の時代だと思えます。その時代に、県立図書館を移転させるという問題がたしかあったはずですよ。私の記憶だと昭和四十二、三年だと思ってるけど。

そのときに、今の図書館というのはあそこにありますよね。あの図書館をつくったんだけど、あそこは元は何があったか知っていますよね。あそこ、山日ですよ。山日の社有地だったんです。それで、山日があたのときに北口へ移ったんです。何で私がこんなことを言うかということ、その当時の、共産党の県議さんの本をたまたまこの間、図書室で見つきました。その中をずっと見ていたら、そのことがずっと出てきて、かなり抵抗したことが記されていたんです。それを読んでみて、「もうあれから40何年たったんだ」と。私たち、まだ学生の時代だったから、そういう記憶しかなかったんだけど。

その当時、山日が持っていた土地へ図書館をつくったんですよ。山日は北口へ移ったのね。そして、今回も、これは前県政だけでも、あそこに山日はやっ

ぱり岡島さんが持っていた土地を持っていたんですよ。それを県とやり繰りして、譲渡してもらったり、移転させたじゃないですか。そして、あの駐車場を渡したんだよね。そういういろいろなからくりがある中で今に至っているんだよね。

そういう思いまでして取得した土地ですよ。そういう土地に対して、私は県の皆さんたちは評価が低いんじゃないかなと思うの。県の一等地を何年もこうやっておくということに対する責任感みたいなものが薄いんじゃないですか。これはたまたま太陽光発電で工事が始まった米倉山も同じこと。かなり私たち、いろいろなことを言ったんだよね。やっどこさですよ。あれ、動き出したの、やっどこさ。そういう部分がないですか。

だって、取得するにはお金をつぎ込んでいるんだよね。税金をつぎ込んで取得しているんですよ。しかも今度の場合は北口の一等地ですよ。あのシビックコア計画の中のまさに中心になる部分でしょう？ 有効利用をしていると言うんだけど、私は有効利用だと思わない。有効利用というのは、今できるベストなんですよ。それを有効利用と言うんですよ。

そうじゃないですか、部長。職員の中にそういう感が薄くない？ 私はそういう思いがしてしょうがない。4年前のあの知事選を戦った1人としては、私は意識が薄いと思う。ここに至って、今の状態はしょうがないなんて思っていたら、あの選挙を戦った人たちがかわいそうだよ。そう思いませんか。

中澤企画県民部長 私どもも、北口の県有地の高度利用というか、利用について、一生懸命、道を探っているところではありますけれども、いかんせん、今の景気の状態のもとで、そして、県が直接あそこを整備するというか、財政的な余裕がないという中で、民間の活力を使ってやるということの中であれば、どうしても景気の状態が好転をしなければ、まず開発していくのは難しいと思っておりますので、引き続き、景気の状態等を見ながら、そしてまた、社会情勢が大きく変わって違ったことが出てくれば、そういうことについて十分受け入れながら、検討しながら、一番有効に活用できる道を、1日も早く活用できるように探っていきたいと思っております。

内田委員

私は今の答弁を聞いていまして、かつての議員全員協議会のあの場面を思い出してきたんだけど、あのときの勢いなんてもう全くないよね。たかだか3年前じゃないですか。そうすると、政治の世界というのは、政治でも行政でもそうだけでも、私は一番大事なことというのは、先を見る目なんですよ。先見性。もう1つは決断力。この2つが欠けたら、私はリーダー失格だと思うんだよね。厳しいことを言うようだけでも、そうなんですよ。

このままの状態ですらいつまでいくのかもわからん。景気が回復したら……、景気が回復しても、それから数年かかるんですよ。実際に稼働するのは10年先になるかもしれない。そうじゃないですか。あのころから、あそこの県有地はずっとあいた状態できているんですよ。そうじゃないですか。

そういう利活用をめぐる動き出したときに、県の職員は、「知事がこう言っているからそれでいいんだ」じゃなくて、自分たちで方策を考えるべきじゃないの？ こういうことをやって……、私たちは何回か出しましたよ。あそここういうものをつくったらどうかという案も出しましたよ。だけど、一蹴されました。米倉山を遊ばせておくというのも、私は違うと思うね。そうじゃない？ だから、意識がちょっと違うんじゃないかと言っているんですよ。

私は真剣にそう思っているのは、来年年明けで知事選でしょう？ 本当はこれ、ものすごい大きな焦点ですよ。私は処分場の問題を含めて、すごい大きな

争点だと思う。県民にとってだって、一体あれがどうなるのかというのがわからないじゃないですか。そういう状態で、県の幹部職員が、「いや、知事さんがああ言っているんだから、待ちましょう」「じゃ、いつまで待つんですか」「それはわかりません。景気が回復するまで」「そうすると、次の任期になってしまうでしょう?」「でも、待ちましょう」。そういうことじゃないですか。

中澤企画県民部長 我々もいろいろなことを考えていきたいと思っておりますので、県議会の議員さんからも何かいい御提案がございましたら、また教えていただければと思っています。

小越委員 関連して確認させてください。今、部長から、あそこは民間に開発してもらおうというお話がたしかあったと思うんです。それで、最初は、高度情報化、でいくという、それに当たっては民間でお願いすると私、聞いているんですけども、まずお伺いしますけれども、たしか、情報産業の企業が来るとき、というか、お金を出している、情報産業集積何とか助成金というのがあると思うんですけども、それはこの間どのぐらい増えているんでしょうか。外からそういう会社が情報産業集積促進助成金を利用して、山梨県内にここ四、五年、この間どのぐらい来ているのか、何件あるのか、それをまず教えてください。

寺本情報政策課長 委員お尋ねの件は、情報通信関連企業立地促進費補助金の件だと思いますが、平成20年度から開始をいたしまして、20年度には5社が促進費補助金を活用しております。昨年度も新規に3社の企業が活用しております、本年度は1件既に認めておりまして、あともう1件、今月中に追加の見込みでございます。

小越委員 それは県外ですか。県内ですか。

寺本情報政策課長 県内企業の拡張分もございますが、県外からの進出企業は計4社でございます。

小越委員 数字そのものが、5社、3社、2社と、ここ3年間で10社ですね。ほかの数字に比べてそんな多くないと思うんです。でも、どちらかという、減ってきている。そのうち、県外の会社が半分いくかどうか。外から情報産業の会社が来るとい時代はやっぱりだんだん困難になっているんじゃないかなと、この数字からも思うんです。そして、あくまで情報産業を入れるためにあそこを使うということでしたらと思うんですけども、先ほど部長から、民間に開発してもらおうというお話がありました。となりますと、情報産業じゃなくても、民間に開発してもらおうということが、あそこが一番の命題なんですか。それとも、情報産業なんですか。

橋田企画課長 開発につきましては、まずは県の財政状況が厳しいということですから、民間活力を導入し、開発をしていきたいと考えています。その開発をした上で、そこにどういうものをつくっていくかということにつきましては、高度情報化拠点ということで、情報通信企業の誘致をしていきたいという考えでございます。

小越委員 情報産業は、今の話を聞いても、そんなに増えてこない。どちらかという、大変だという認識じゃないかと思うんです。そういうのであれば、情報産業で、

なおかつ、民間であるという、このどちらの条件もこのままずっと追求していくということですか。

橋田企画課長 その情報産業の話なんですけれども、産業の構造というものが、やはり社会を動かすインフラ機能を果たす産業が発展することが社会全体の成長にもつながるということで、例えば高度経済成長期であれば、鉄とか化学工業とか電機とか自動車といった産業であったと考えます。情報というものが経済の大きなかぎということになっている現在では、IT関連の産業がいいという考えでございます。要するに、情報通信産業は、いろいろな産業の基盤となっていて、すそ野が広いということでございますので、そういう産業、企業を誘致していくことが、山梨県の経済の活性化につながるのではないかとというのが情報通信企業の分野です。

それから、開発については、先ほどの繰り返しになりますけれども、厳しい財政状況の中で、県がお金を出して、そこへ何かをつくるとかというよりは、やはり民間の活力を導入して整備を進めたほうがいいという考えで進めてきているということでございます。

小越委員 ということは、あくまで情報産業……、あそこに鉄工所を持ってこいというのは、それは不可能な話なのでいいんですけれども、あくまで何かしらの企業を誘致すると。それは産業を活性化するためにあの場所を使うんだと。そのためには、県じゃなくて、民間でやると。産業活性化、どこかから何でもいいから……、何でもいいからというのは語弊があるけれども、産業を持ってくるというのが一番のコンセプトですね。

橋田企画課長 単純に産業を持ってくるということではなくて、情報通信産業はすそ野の広いものでありますし、特に若い人たちの雇用の場にもなるということで進めていきたいということでございます。

小越委員 あそこを県としてどうしていこうというのが見えてこないと思うんです。情報産業をするためにやるのか、それとも、あの土地の利用に困っていて、産業を活性化するために何でもやるのか、県は金がないから、あそこはどこかの会社に任せて、委託してやってもらいたいとか、あくまで県のものではないとか、県が独自にいろいろな、例えば全然違う、産業ではない、教育施設とか、福祉の施設とか、それから、社会教育の施設とか、そういう考えは全くなくて、とにかくだれか民間で産業のためにやるということが、あそこを使う一番の大前提なんです。

橋田企画課長 北口の県有地は、甲府駅の北口ということで、県の玄関口ということでございます。要は、人とか物とかが交流をしていく結節点ということもございまして、それから、甲府市でやっている土地区画整理の事業の中でも、大きな考え方としては、北口を文化情報ゾーンとか、行政ゾーン、あるいは歴史交流ゾーンといったコンセプトで整備していきましようという話がありまして、北口の県有地を含む部分については、まず文化情報ゾーン、そういうこともございまして、そこについては、高度情報化拠点を整備して進めていくのが望ましい、最適であろうということで進めてきているという状況でございます。

小越委員 もうここで最後にしますけれども、県が高度情報化をまだずっとこれからやっていくということなんですよね。一時凍結というのであれば、これから、例

えば民間活力で開発するのではなく、本当に、あそこを県の持ち物として、もっと違う、文化のゾーンにするとか、もっと違う場所も含めて、一から考え直してどうするかという、そういう検討委員会とか、広く皆さんから御意見を伺う、そういうことはもう今は全くないということですか。

橘田企画課長 今、一時凍結ということでございますので、当面この方針を維持していくということでございます。

小越委員 あの一等地を、企業が来て、どんな産業をするかという、そして、それがもうかって、企業が来て、県のお金をあまり痛めないでやるという、それでいいのかどうかも含めて、やはり今、大きく検討するときだと思うんです。1回決めたから高度情報化でずっといくといっても、会社がそんなに来るかどうか。景気が回復したから、じゃ、やりましょうといって、5年、10年たって、またこの前みたいなこともあるかもしれません。そのときにどうする……、またそのときに、「じゃ、考えて、やめます」というときに、やっぱり大事なところの県の土地を、民間の産業が来て、企業のために使うという考え方だけでいいのか、もっと県民に広く使ってもらうために使ったらいいのか、もっと方向転換するために、広く声を集めて、検討委員会なりするときじゃないかと思うんです。このままずっとあのままでいいのかと私は思います。

甲府市も、あそここのところに大きなショッピングセンターが来るんじゃないかということで考えたこともありましたけれども、あそこに大きなショッピングセンターが来て、八王子みたいになるということはまずないと思うんですよね。それは頓挫しましたけれども。あそこに高度情報化の基地が来て、1,000人とか500人とかという労働者が来てということは今、考えられないような状況だと思うんです。

そういうときに、どこかの企業に来てもらって、もうけてもらうというだけでいいのかも含めて、やっぱり県の大事な土地だし、県民のためにはどうしたらいいかということを含めて、白紙というか、一から考え直すときに来ていると思うので、私としてはぜひとも、今と同じ路線で行くのではなく、本当に県民の大事な土地ですので、もう一度、一から考え直すということに立ってもらいたいと思います。答弁はいりません。

内田委員 関連でやってもらった後に、本当に申しわけない。今の小越委員の話聞いていて、私も前からも言おうかなと思っていましたことがあります。あそこ、北口は一等地だ。それで、さっきの橘田課長の話にあるように、あそこへ訪れた人が北のほうへおりて、歴史ゾーンだとか、文化だとか、結構でしょう。武田神社も向こうにある。

今、だけど、山梨県で一番売りたいものは何かというと、多分、大きい意味で言うと、クリーンエネルギーだと思うんだけど、その中に、燃料電池というのが入るよね。あれ、山梨大学が今、研究をメインでやっているよね。山梨大学も北口ですよ。それで、今、知事公舎を無償提供で貸していますよね。開発をしていますよね。そういう企業が、だって、この間、ホンダだとか日産だとか、名前が出てきたじゃないですか。何でそういうところにアタックをかけないんですか。そういうのが努力が足りないと言っているですよ。

私は今の小越委員の意見に全く同感。何も高度情報化に固執する必要は全くない。あの一等地をどうやったら生かしていけるか、今のこの時代に合った生かし方ができるかということに何で特化しないんですか。そう思いませんか。

私が県職員だったら、そういうものを知事に堂々と提案しますけどね。今の時流に一番合っているじゃないですか。山梨が一番売りたいものじゃないの？技術として、世界に向けて一番売りたいものじゃないんですか。そういうものに何でアタックしないんですか。

橋田企画課長 現時点では、高度情報化拠点ということで通していきたいということがございます。それで、今後、それを硬直的にそのままということではございません。その時の経済情勢によって変化したり、産業構造が変化したりする場合もございますので、そのようなときには、新たな活用策を検討していくということも考えられるのではないかと考えます。

内田委員 最後に。そんなことを言っていたら、間に合わないですよ。そんなことを言っていたら、私たちもリタイアしてしまうし、皆さんだってリタイアしてしまうわけですよ。今の時代に、時流に合った考えをやっぱり発信すべきですよ。とりあえず情報拠点で、これ、何年いくのか、はっきり言っていないからわからないけれども、私はこのままいくと、まだ数年先のことだと思うね。結論から言うと、そこで見切りをつけるんじゃないかと。これはもうだめだと。そして、別の方向へ方向転換する。それからまだ数年かかるから、あそこを何かに生かそうというときに、多分10年ぐらい先に行くと思います。これはこれでいい。これは私のほうからのね。そういう発信をぜひしてください。

もう1点、これも小越委員の質問を聞きながら思い出したんですけども、北口に建設する図書館の隣へ情報化拠点というのを考えたのは、何も全く関係がないということではないよね。たしか、リンクさせるという話なんだよね。もともとは、前知事のときは、図書館と生涯学習センターかな、そういうもののリンクだったよね。それが図書館と高度情報化拠点のリンクになったんですよ。そういうものがあるから、こだわっているということですか。

でも、時代の流れが変わってしまったときに、そんなものにこだわっていても、図書館の隣にそれというわけにはいなくなるじゃないですか。そこところははっきりさせてもらいたいんですけども、ずっとそれにこだわっていくんですか。一番初めの計画のときに、私たちもそれを示してもらったんですけども、たしか、色刷りの資料で渡されたときはそうだったですよ。そういうものを図書館とリンクさせて生かしていくんだということだったじゃないですか。それはどうなったんですか。

橋田企画課長 新県立図書館と高度情報化拠点の連携ということで、高度情報化拠点の方針については委員のおっしゃるとおりでございます。要するに、図書館については、いわゆるICT図書館ということで、情報を発信したり、いろいろしていきましょうということがございました。それから、高度情報化拠点の持つ情報の機能を図書館にも連携をさせる。それから、図書館の機能も連携させていきましょうということで、その整備方針で進めてきているところでございます。

内田委員 だから、それを続けていくかどうかと。それはずっと続けていくということだよ。

橋田企画課長 現時点ではそのような方針を進めていくんですけれども、仮に、方針の見直しをするようなことがあったとした場合に、例えば今と同じ方針でいくんだけど、整備手法みたいなものを変えるとか、そういう見直しもあるだろうし、それから、整備そのものを変えるということもあると思いますけれども、そうい

うときも、せっかく図書館がありますから、それとの連携というものは考えていかなければならないと思います。

内田委員 今の答弁をずっと、そのとおりだ、そのとおりだと思っていると、ついには、新県立図書館の本来の機能は果たせなくなる時代も来るということだよ。だって、そうだよ。もともとリンクさせたんだから。途中でそれがだめになったときは、そうでしょう？ 今の答弁だとそうだよ。図書館の機能まで損なわれるよ。そういう答弁でいいんですか。

中澤企画県民部長 当初は相乗効果をねらうという意味で、別に単体であっても十分機能は果たせると思いますけれども、あったほうがよりいいと。両方があれば、より相乗効果が出るというねらいでやったものでございます。高度情報化拠点にずっとこだわるということとはございませんが、前々からずっと言っておりますように、今の時点で、我々としては高度情報化拠点よりもいい案が見つかりません、ないという状況でございます。いい案がもし出てくれば、それと比較して……、比較できるほど、経済状況がよくなってくればいいわけですが、そういうことをしていきたいと思っておりますが、今の段階では、高度情報化拠点として北口を整備するのは、限られた条件の中では一番いいのではないかと考えているところでございます。

内田委員 じゃ、さっきの橋田課長への質問をそのまま部長に。燃料電池の関係はどうですか。

中澤企画県民部長 確かに甲府駅の北口のあそこに燃料電池の研究施設ができています。そして、少しずつ出てきていますけれども、そこに産業が集積をしていくという動きはまだ大きくはなっていないと思います。そういった動きについても、社会経済状況の変化などを見ながら、そういう考え方も1つにはあるのかなとは思いますが、今の時点ではそこまで産業集積が今後進んでいくかどうかというのは、期待はしていますけれども、まだ見通し得ないかなと思っております。

内田委員 だって、日産自動車は電気自動車を発売するところまでできていますでしょう？ 値段も出てきたじゃないですか。たしかそうだよ。400万円弱ぐらいの値段が出てきたじゃない？ 300何十万円で電気自動車をもう売り出すんですよ。そういう時代に来ているときに、まだ集積がされていないから、そこまでいきませんと。そんなことをやっているよりも、情報化にけりをつけて、そっちへ行ったほうが全然いいじゃないですか。山梨県のためにも、私は絶対そのほうがいいと思うんだけど、ここで多分そんな答えは部長から言えるわけがないと思うので、これでいいです。結構です。

前島委員 今までの議論を聞いていて、やっぱり時代が進化していく中、なかなかその看板をおろせないという、非常に隘路へはまったような感じの答弁に聞こえるんですよ。情報拠点というとらえ方の時代はもうとうに終わってきているという、やっぱりそういう判断を、私は知事と協議を重ねていくべきだと思う。

マスコミの報道等で、既に皆さんも知っているように、全国都道府県20何カ所かにつくったのが皆行き詰ってしまっているという、国の補助事業を含めた、情報拠点づくりというのが、時代的にほとんど成果として上がらない状態になっている。そのことにこだわり続けているというのは、やっぱり知事の、

県政先頭に立つ立場としての潔さをやっぱり庁内で十分議論をして、それで、フォローしていくという努力をあなた方はやらなければいけないと。

私はもう、白紙という方向を、今議会あたりには打ち出すべきでなかったかと思っているんですよ。その上に立って、情報拠点以上のものをこれから新たに練っていききたいと。それで、その一連の策として、当面、本県の県都中心は駐車場もないと。図書館の駐車場をつくる中で、災害時にも有効活用を図っていく場として駐車場の利用も有効な使い方だということと言い切っていくという努力を私はしていくべきだと思っているんです。

だから、そういう点が、前に公約の発言をしたことに対して、そのことに非常にこだわり過ぎているという感じがするんですよね。皆さん方のアイデアを含めて、知事と相談してつくったものだと思う。だから、皆さん方がきちっと時代が変わってきているという、そういう時代を読んで、やっぱり潔く方向転換をするということをやっぱり共同討議なさって、知事の政策の軌道を変えていってもらうような方向に考えを推していく必要があると思うんですよ。

それも別に知事さんの政治生命にかかわる問題じゃないんです。時代がこれだけ進化し続けているんだから、時代がどんどん進んでしまっているんだから。だから、皆さんが産業立地、工場誘致というようなことを言っても、私も代表質問でお話ししましたがけれども、誘致をして、成果が上がるという時代じゃないんですよ。産業が来る引き合いがある時代ではないということなんです。少子高齢化社会の中で、もう日本は成熟社会になってしまっている。

この20年を振り返ってごらんください。日本で需要が高かったのは、携帯電話とパソコンぐらいのものじゃないですか。このぐらいのものだと思うんですよ。だから、そういう成熟した日本の社会の需要を見て、企業は海外へ向かってもう出ていかなければならない、そういう方向に時代が変わっているということの中で、IT産業についても同じだと思うんですよ。だから、その点での決断と方向性を、やっぱり白紙で、さらなる高度活用ができる県有地、北口を考える時代になってきていると思います。

その当面の策として、今の駐車場は、やっぱり県民福祉の角度でも、今、北口の状況から見ても、駐車場も非常に有効なものだという方向を明確に打ち出してほしいと、我々は議会の立場で拝聴しながら、感じて、見ている。その思いはみんな同じだと思うんですよ。党派を超えて、今のこだわっていることについて、おかしいな、もっと潔くやったほうがいいんじゃないかということにあるんですね。その点をちょっとお聞かせしていただきたいと思っています。

中澤企画県民部長 情報通信産業は、これまでも成長産業でありましたけれども、今後もしろいろな産業を支えていくということで、決して成長が見込まれない産業ではないとは思っております。また、幾つかの県内の情報通信企業の中でも、北口に対して、高度情報化拠点ができれば、関心を持っているという企業もございませぬので、今すぐここで白紙撤回をどうこうというようなことは考えておりませんが、いろいろな角度から、社会経済情勢等も的確に踏まえる中で、今後適切に対応していかなければいけないということは感じております。

(休 憩)

(指定管理者制度について)

前島委員

本会議でもちょっと触れさせていただいたんですが、指定管理者制度について、先ほど都留市の指定管理の件について説明がありましたが、これは公募で

なくて、その重要性から、都留市ということで、それはもうそれでいいですが。それから、今、指定管理者制度を導入している52施設のうち、今回契約を更改するのが10施設あるということでございました。私もこの間代表質問をさせていただいたんですが、改めて言うまでもなく、今まではやっぱり自治体そのもの、あるいはいわゆる出資団体に限られていた事業管理ということという、法律でそうさせられていたと。

そのことが民間団体で、やはり非常にユニークな発想を応用して、そして、よりよいサービスを提供し、県民の付託にこたえる公共の施設として、幅広く新たな事業展開ができるようになりました。今までは契約の中で限られた事業しかできなかったんだけど、民間団体の管理者制度、公募を通じての管理者制度というようなものは、いわゆる営業時間から使用料の決定に及ぶ大きな権限を与えて、そして、いろいろな発想をもって事業展開させる。そのためにはやっぱり議会の議決が必要だということで、指定管理者制度については新旧で比較するとやっぱり3つの相違点があって、今、行われているわけでございます。

私は、指定管理者の一覧表を見せていただいて、外郭団体が主流をなしている点について非常に1つの課題を感じているんですね。質問の中でも申し上げたように、行政改革を進めていくその最大の方向は、自治体の赤字の体質の財政運営をいかに縮減して、そして、いわゆる財政再建を図っていくかということと、そしてあわせて、外郭団体を含めて、ここにはすべて委託したり、補助金を出したり、そして、出資をしたりというようなこういう団体に事業をゆだねるようなことを続けていくと、外郭団体そのものが膨れていってしまう。そういうやり方をやっていると、行政改革がイタチごっこになっていってしまう心配を感じるんです。

だから、指定管理者制度について、できるだけ民間に公募をして、そして、競争をさせていくという必要性が私は非常にあるように思うんです。外郭団体に委託すると、その外郭団体はさらに下請けと請負契約を締結するなど、いろいろな業種を入れて、管理をするためにやるような、そういう二重構造のような課題も、私は正直言って出てくると思っています。そして、一方で、行政としては改革に向け縮減、削減を図りながら、言いかえれば、小さい県庁、とにかく小さい自治体に衣がえをしていかなければいけないと思っています。

例えば県の流れを見ていて、御承知のように、福祉保健部の分野を見れば、現場の市町村に多くの業務が移っている。ただ、通過地点ですよ。県が通過地点になっているという状況を我々は考えると、県の自治体のあり方はこのままでいいかということを見ると、やっぱり職員の定員削減を含め、財政の縮減にもう少し意欲的な取り組みをしていかなければならない。

そういう意味で、行政改革と外郭団体の指定管理者制度はイコール、やっぱり視点を同じくして、できるなら民間に持っていくようなやり方をやっていかなければならないと思います。こういう意味で私はこの間質問をあえてさせてもらったんですが、そういう点について、もう一度、原点のお話を聞かせてもらいたいと思っています。

市川知事政策局次長 指定管理者の選定に当たりますでは、委員がおっしゃいますように、民間のノウハウを活用する中で、住民サービスの向上を図る。それから、経費の削減を図る手法ということで有効な手法であるということから、積極的に導入を進めているところでございます。

それで、指定管理者制度につきましては、本県の指定管理者の基本指針というものがございまして、その際、特別な事情がある場合を除いては、原則公募

という形になっております。そうした中で、民間のノウハウの活用ということなども十分生かされるような形で選定が行われているという状況でございます。

前島委員

それで、今、私、一覧表を見せてもらって、非常に外郭団体が多いというお話をさせてもらったんです。これはみんな公募で行ったと思うんですよ。行ったんだけど、その公募について、やっぱり公募環境をしっかり整えてあげて公募をしているかという問題が1つあるんですね。そういう点で、例えば公募期間だとか、公募の内容といった公募環境を親切に提供してくれているかどうかという点について考えると、全県的に見てやっぱりそういう点が行き届いていないのではないかと思います。何となく期間も短くて、そして、何となく限定した団体の公募にとどまってしまっていて、いわゆる公募の目指すものが条件として入っていないのではないかと思いますという感じがするんです。

そういう点で、例えば公募に当たっての公平な保証をどの程度しているだろうか。そしてまた、サービスの内容についてのアイデアなんかをどの程度皆さん方に出してもらえるような方法や、コストの面でどのように競争を促進させていながらやっているだろうかという点が、県民の側から見ると、指定管理者制度をやっているけれども、それは何となく外郭団体の、今、国のほうでいう仕分けの対象になるような、そういう相互関係、行政と外郭団体が何か適当にやっているんじゃないかという誤解を招くようなことはないかどうかということ、そういったことについてやっぱりいまいし工夫をしていくと。

そして、私の考え方でいうと、むしろ外郭団体の業務は原則、民間にゆだねていくという、そういう方向をつくっていくような形がとれないかどうかという点ですね。もちろん、どうしても高度な技術だとか高度な専門性が必要という場合には外郭団体をお願いしなければならないこともあるけれども、できるだけ環境を整えて、競争をさせて、そして、アイデアを出させて、私は管理事業に対して、もっともっと削減ができると見ているんですね。今まで見てきた中で。その辺はどのようなお考えを持っておられるか伺わせてもらいたいと思います。

市川知事政策局次長 本会議の中でも御質問をいただきました、外郭団体が多いという点ですけれども、平成17年に広く公募をいたしておりました、そのときには、民間の事業者の率が全体の25%でありましたが、平成20年度の公募の際には、民間の率が41%に引き上がったという状況があります。

民間が参入しやすい環境をつくるためにということで、平成17年度に公募をしてから、いろいろ皆さんの声などをお伺いする中で、改善を何点かしております。その1つの改善というのが、指定期間は3年という設定が当時あったわけですが、これを5年としました。これはなぜかといいますと、新規の参入事業者は初期投資が必要になります。そこで、短期間の指定期間では、民間のノウハウを十分発揮することは提案として難しいということをお慮しまして、指定の期間を3年から5年に延ばしております。

それからあとは、募集の期間ですけれども、以前は1カ月の募集期間であったものを2カ月に延長しております。これはやはり新規参入事業者において、事業内容を十分に理解した後に計画をつくれるとか、あと、資料の準備の時間がかかるということも配慮しまして、募集の期間を1カ月から2カ月に延ばしているということで、民間が参入しやすい環境づくりというものは、いろいろ検討しながら改善を進めてきております。

そういう状況の中で、民間事業者の参入が、率としても17%程度ですけれども、増えているという結果がございます。

前島委員 参考に、52施設のうち、今回更改が10施設あったんですけれども、指定管理者制度の公募に手を挙げた平均の数、1事業平均にすると何社ぐらいですか。平均でいうと、何事業所ぐらいが応募をしているんですか。

市川知事政策局次長 今回の10施設につきましては、すべて非公募という形になっております。この選定につきましては、公募が原則ではありますが、特別な事情があるものについては公募によらないというものがございます。今回はリニア見学センターとか、あとは、なかとみ青少年の自然の里のように、地元の市町村の施設と一体的な管理運営をしているところとか、あとは、釜無川スポーツ公園のように、地元の市町村への委譲を検討している施設につきましては、すべて非公募という形になっております。

前島委員 今までの平均はどうですか。

市川知事政策局次長 約2倍ということでございます。

前島委員 今、平均値でいくと2倍ぐらいと。やっぱり公募期間も短いですよ。1カ月だったり、最初の導入が15年ですから、最初のところは暗中模索もあったと思うんだけど、少なくとも公募をかけるというには、それなりの公募期間が必要ですよ。県の行政すべてを見ていくと、入試等を含めて、すべての公募の期間はかなり長いですね。3カ月とかそれ以上期間がある。そのくらいのをやっぱり提供してあげないとなかなか応募できないと思います。

皆さんがアイデアをつくってくるんですからね。そうでしょうか。公募についてはアイデアをいかに買うかということですから。今までのように、委託で契約事業の指定管理を受けるという時代じゃないんですね。指定管理の今度の制度からいくと、そこでよいアイデアをいかに売って、それをいかに採点して、評価をして、契約をするかということだから、そういうことからすれば、アイデアをつくっていくためには、どこの会社だって、公募をして1カ月や2カ月でアイデアをつくってくることはなかなかできないと思うんです。だから、応募件数も少ない。

そういう、やや閉鎖的な感じが、公募とはいっても、環境的には無理があるように思うんです。だから、もう少し、3カ月以上ぐらいの公募期間をとって、そして、アイデアをとにかく買う。やっぱりそういうシステムというか、そういう努力をもう少しやったほうがいいんじゃないかなという感じはするんです。募集をしてみても、振り返ってみても、どうでしょうか。

市川知事政策局次長 民間が対応しやすい環境は先ほど申し上げましたような形で、いろいろな声を聞きながら整えてきたという状況ではございますけれども、より参入しやすいような形をとということで、今いただきました御意見なども参考にしながら、また今後進めてまいりたいと考えています。

前島委員 ぜひこれからはそういうことをより県民の事業団体に対して、皆さん方がアイデアをつくって、応募ができるような環境、情報開示、そういうことをぜひ心がけてやってもらいたいと思います。

もう1つは、できるだけ外郭団体から脱皮をしていくというやり方。それは御承知のように、県の補助金、委託金でほとんど回っているような外郭団体は、いずれ本庁の行政システムを縮減していく方向に時代は向いているわけです。

から、そういう団体も縮減をしていく方向に向かわせていかなければならない。民間にできるものは民間にお願いして行って、できるだけ競争の原理を応用させていくという時代だと思うんですね。

例えば住宅供給公社を1例に挙げれば、やっぱり住宅供給公社については、都道府県で判断して解散、解体してもいいという時代に入っているわけですから、だから、住宅供給公社を1例に挙げて申しわけないんだけど、少なくとも外郭団体もそういう方向で思い切って見直したり、整理をしていかなければならない段階になっていると思います。事業量が少ないからといって、何かそんな配慮で、指定管理者の新たな事業をどんどん課していくようなことがあると、それはかえって将来の行政改革の手法にマイナスになる心配が私はとてもあるように思うんです。だから、そういうことも含めて、最終的には知事政策局長の答弁をいただきながら、見解を聞きながら、終わりたいと思います。

平出知事政策局長 指定管理者制度について、幾つか御提言等、御意見もちょうだいしたわけでございますけれども、まさに先ほど行政改革推進課長もお答えをいたしました、それと、前島委員も十分御案内のように、指定管理者制度そのものの目的がまさに民間ノウハウの活用、サービスの向上、そして、経費の節減と、この3つにあるわけでございます。いかにその目的を達成するかという手段につきましても、まさに不断の見直しをしながら、今、委員がおっしゃるような視点も当然大事だと思っております、先ほど御答弁も申し上げましたように、指定の期間を長くしたり、あるいは公募の期間を長くしたり——2カ月ではまだ足りないという御指摘ではございますけれども、そういう中で見直しは進めてきております。

ただ、私の記憶では、平成18年から指定管理者制度はもう導入されているわけでございます。当初の指定管理を始めたときに、私も施設の所管課にいたしましたものですから、かかわった経緯がございまして、第1回目の指定管理の指定のときのほうがたしか、民間企業の参入は多かったような記憶がございまして。どうしても民間の皆様へ参入をしていただくには、いかにその施設が民間目線で、経営というような視点から見ても魅力的であるかということも必要だろうと思っております。ですので、当然、終局の目的は、民間のノウハウを活用し、サービスを上げ、経費を削減するということですので、その目的に沿うような形で、いかに制度がきちっと運用できるかということは念頭にしっかり入れて、これからの指定管理者制度の運用を図っていきたくと考えております。よろしくお願いたします。

(食の安全安心について)

小越委員

何点か伺います。まず、食の安全安心のことについてです。先月、総務常任委員会で、消費者団体の方々との意見交換会がありました。私も出席させていただきまして、消費者団体の皆さんから非常に示唆に富んだいろいろなことを勉強させてもらって、大変勉強になりました。

その中で食の安全安心条例についての御意見をたくさん伺いました。そこで、伺いたいんですけれども、山梨県として、この食の安全安心の問題、どのような政策、どのような立場で今進められているのか、まず伺います。

小松消費者安全・食育推進課長 本県の食の安全の施策についてでございますけれども、国の食品安全基本法を踏まえつつ策定をいたしました、やまなし食の安全・安心基本方針と現在、第2次になりますけれども、行動計画に基づきまして、計画的、総合的な推進を図っております。

小越委員 その中でいろいろなことも勉強させてもらったんですけども、いろいろな食品の安全の問題は、全国的にもギョウザの問題や食品偽装の問題も含めて、いろいろ消費者の立場、そして、生産者の立場からも、農薬の問題とか、いろいろ幅広く、多く国民、県民にかかわる問題だと思っています。

そこで、お伺いしたいんですけども、食の安全という問題で、山梨県における、例えば農薬とか添加物、検疫体制、検査体制はどのようになっているのでしょうか。

小松消費者安全・食育推進課長 食品の添加物とか農薬の検査体制ということでございますけれども、この詳細につきましては、法律を所管しておりますのが農政部とか福祉保健部ということになりまして、そちらでの内容ということになりますけれども、例えば食品衛生法を所管しております福祉保健部でいいますと、山梨県食品衛生監視指導計画というものを策定しております。それに基づきまして、事業所への指導とか収去検査が行われていると承知しております。

小越委員 その中でいろいろな監視をされて、問題点があったり、逆に、全国レベルで食品が出回っていますから、全国でこういう問題があったということを消費者の皆さん、また、販売している業者の皆さん、それから、つくっている食品業者の皆さんには、どのように情報提供をしたり、指導をされているのでしょうか。

小松消費者安全・食育推進課長 食の安全に関しましてさまざまな情報があるということなんですけれども、当課におきましては、生活情報誌「かいじ号」というものを持っておりまして、これとか、県のホームページなどで幅広くそういった情報提示を行っております。また、年に3回、食の安心・安全を語る会を開催しております。その中でも、先ほどの残留農薬とか遺伝子組み換えとか、いろいろな関心の高い項目について、住民の各層に御参加をいただいて、そういった情報提供を行っております。また、ほかの所管する、農政部とかそういったところでも、さまざまな情報提供が行われていると承知をしております。

小越委員 それで、今まで、「かいじ号」やホームページ、農政部も含めてお話をされているというんですけども、逆に消費者の皆さん、あるいは生産者の皆さん、事業者の皆さんから情報が寄せられたり、こういうことはどうしたらいい、困っている、そういう情報交換とか意見交換はどのようにされているのでしょうか。

小松消費者安全・食育推進課長 山梨県食品安全会議という、生産者とか消費者、流通関係業者等を委員とする会議がございますけれども、そちらは年3回開催いたしております。その会議の中でさまざまな意見を伺わせていただいております。また、消費者団体などとは、県政出張トークとか、そういった中にも生産者も入っておりますけれども、そういったところとか、生活協同組合とも懇談会を行っております。その際に御意見を伺わせていただいております。

小越委員 その中で多分意見も当局がつかんでいらっしゃると思うんですけども、この前の消費者団体8団体の皆さんからの意見の中で、食の安全安心条例をぜひつくっていただきたいというお話がありました。私もそこで教えてもらったんですけども、全国では大体過半数の県で制定され、関東甲信越地区では、山梨以外のところで大体つくっていると。埼玉県の条例も見せていただいたん

ですけれども、ほかの県でも先ほどお話があったように、計画や方針がつけられているのはもちろんなんですけれども、条例として制定することに、なぜそこが必要なのかというお話も聞かせてもらったんですけれども、やはり先ほどお話がありました、生産者の皆さん、消費者の皆さん、それから、食品を販売する人、つくる人、みんながやっぱり食の安全という問題はかかわっている話だと思うんですね。農政部や福祉保健部を含めて全庁的にこの食の安全の問題に取り組んでいくべき話で、一課、一部だけではないということを今のお話で思いました。

それで、埼玉県の条例を見ますと、県の責務、それから、生産事業者としてこうあらねばならないということと同時に、県民そろってその問題に取り組んでいくということが書かれてあって、消費者だけの立場や生産業者と対立するような話ではなく、みんながやっぱり食の安全に取り組んでいくかということで、私はこの条例制定をしていく方向を山梨県でもぜひ考えていただきたいと非常に思っているんですけれども、山梨県として、食の安全安心条例を今後検討していく、考えていく方向について、御見解をお願いしたいと思います。

小松消費者安全・食育推進課長 今、お話にもありましたけれども、消費者団体のほうでこういった条例の制定づくりに向けた活動をしているということは承知をしております。県民の皆さんのそういった意見なども把握しつつ、条例でなければ対処できないような課題とか、また、県民生活への影響とか、他県で既に制定しているという状況もございますので、そういった内容についても調査、研究を進めているところでございます。

(男女共同参画について)

小越委員 山梨県が最後にならないように、ぜひ、山梨県も早急に食の安全安心条例の制定を進めていっていただきたいと思っています。

次に、男女共同参画について、少しお話をお伺いします。平成23年度までで、第2次山梨県男女共同参画計画がつけられており、来年、次の第3次の計画に向けて策定する準備が進められていると思っております。平成19年度から23年度の5カ年計画で、第2次男女共同参画計画がつけられ、次に向けて、今、県民意識調査にも取り組んでおられるかと思うんですけれども、次の計画に向けて、今、県内の男女平等の実態はどうか、今後どう取り組んでいくのか、幾つかお伺いしたいと思います。

まず初めに、女性の管理職登用、社会的地位の問題で少しお伺いしたいと思います。まず、ここにいらっしゃる皆さんを見ても、女性の方々は多分、何人かしかいらっしゃらないんですが、県庁の中の幹部職員の登用率はどのくらいに今なっているんでしょうか。

興石県民生活・男女参画課長 平成21年度時点の本庁課長相当以上級の数字でございますけれども、2.9%でございます。

小越委員 2.9%というのは、目標値に対してどのくらいの達成率なのか、全国平均で見ると高いのか低いのか、どうでしょうか。

興石県民生活・男女参画課長 全国順位でございますけれども、21年度時点で42位でございます。なお、男女共同参画計画の数値目標はございません。

小越委員 数値目標がなく、登用率を高めていこうということが果たしてできるんで

しょうかと思っています。そこにまずこの参画計画のあり方が問われてくると思うんです。今、県庁の話でした。では、全事業所における管理職登用率はどのくらいなのでしょう。

興石県民生活・男女参画課長 これも平成21年度の数字でございます。商工労働部が実施いたしました、女性労働者就業実態調査の結果によりますと、この調査の質問が、登用があるか、ないかという質問でございます。この質問の「登用がある」という答えが56.4%、「登用がない」という答えは37.5%ということになっております。ちなみに、この調査は3年に一度実施しております。前回実施が平成18年度になるわけですがけれども、前回調査よりは「登用がある」というのが7.4%増加しているという現状でございます。

小越委員 登用があるというのは、例えば県庁でも登用はあります。だけど、2.9%なんですよ。登用があるというだけで、女性の管理職が全体でどのくらいあるかというパーセンテージをつかんでいないということは、女性の地位向上をどのように把握して、どう改善しようとしていくのか、ここに考え方が出ていると思うんですけれども、いかがですか。

興石県民生活・男女参画課長 私どもといたしましても、男女共同参画の視点を施策に反映させるためには、可能な限り性別のデータを把握する必要があると認識しております。これは委員御指摘のとおりであります。

また、私どもも鋭意収集に努めているわけでありましてけれども、例えば各種調査の実施に際しまして、調査項目を増やすというような方法をとりますと、結果として有効回答率が低下するというような課題もあります。ですので、今後も、関係課、例えば雇用ですと労政雇用課、子育てですと児童家庭課等と連携をとりながら、状況の把握の方策につきまして研究をしてまいりたいと考えております。

小越委員 そもそも実態を今、把握していないということ自体が、男女共同参画をどうとらえているのか、どうしていこうかという、そこがやっぱり方針、考え方が薄いと思うんです。平成21年度の年次報告書を見ますと、この報告書によりますと、例えば管理職のところ、甲府市に至っては、一般行政職管理職90人のうち、女性管理職1、女性比率1.1と書いてあります。一番高いところで、忍野村が33.3%、そして、早川16.7%とありますけれども、ほとんど一けた台ですよ。0.0という、都留市とか山梨市もあります。

女性管理職というんだから、多分、課長クラス以上かとは思いますが、こんなに低くて、そして、山梨県でも2.9%というのは、ほとんど男女平等について、地位向上について、まず率先して公の立場からやっぱりこれを引き上げていくという数値目標なり、どのような努力をされているかというのがここに出てくると思います。なおさら、ここがこの感じですから、一般の社会においてはどのくらいになっているのか、しっかりそれをつかまないと、次、どのように手を打っていいかがわからないと思うんです。

これによりますと、もっとすごいのは、議会推薦による専任女性農業委員数。これ、平成23年度に28の目標ですがけれども、13とか、それから、農業委員、そういうところは非常に低い。自治会長、区長における女性の割合は21年度1.9%です。ほとんど男性なんですよ。一般地域社会に行けば行くほど、女性の社会的な立場や役割とかそういうものが非常に少ない。いろいろな意思決定される場面とか、地域の中でのリーダーをとっていくところの女性の

比率が非常に少ないということをまずどう思いますか。

興石県民生活・男女参画課長 私どもにおきましては、山梨県男女共同参画計画に基づきまして、さまざまな取り組みを進めてまいりました。その結果、ある程度の成果は上げられると思っているんですけども、しかし、御指摘のとおり、例えば平成17年度の県民意識実態調査を見ますと、男性の65.4%、全体で見ますと78.8%は、社会のシステムは男性優遇であると考えております。また、これは全国レベルの話でございますけれども、働いている女性の6割は妊娠、出産時に仕事をやめておりまして、また、女性の2人に1人は非正規雇用であるというようなことなど、確かに必ずしも男女共同参画が十分に進まなかった面もあると認識はしております。

ということでありまして、今後は少子高齢化の進展に伴います労働力人口の減少や、経済の低迷と閉塞感の高まり、それから、非正規労働者の増加など、我が国の経済社会が変化している中で、女性の活力による社会の活性化や、あるいは男性にとっての男女共同参画ということなどが急務であると認識しておりますので、さまざまな方法を取りながら、不十分だった点は十分真摯に反省した上で、さらに充実した取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

小越委員 先ほど、女性の場合だと非正規労働者が2人の1人とおっしゃっていましたが。この平成21年度山梨県女性労働者就業実態調査結果によりますと、雇用管理、待遇面の男女格差の改善の取り組みで、事業所で見ると、男性と同等と答えるという事業所はほとんど7割を超えています。報酬、採用、配置や昇任、昇格は、7割以上が男女が平等だと事業所は答えています。しかし、正規の女性従業員の回答には全く違います。差別というか、差があるというのが5割近くあります。事業所はないと言っているけれども、実際に働いている女性の半分以上の方々が、待遇面で男性と差があると答えているんです。これについてどのように改善していったらいいとお考えですか。

興石県民生活・男女参画課長 究極的には男女共同参画の視点に立った積極的な取り組みをするような姿勢に企業の意識を変えていただくしかないと思っています。そのための取り組みといたしまして、私どもとすれば、企業の経営者や人事労務担当者を対象にしまして、企業懇話会や企業向け講演会を開催しております。また、特に意欲のある企業におきましては、モデル企業として認定いたしまして、これは具体的には社会保険労務士になるんですけども、専門的なアドバイザーなどを派遣して、女性が働きやすいための就業規則の改正等、専門的なアドバイスをして、企業の改革を推進しております。

さらに、実際に女性の労働者の能力を活用している優良事業所を対象に表彰制度を用意しておりまして、表彰してインセンティブにするとともに、また、管理職登用などに取り組んでいる企業を「男女いきいき・輝き宣言企業」と称しまして登録制度を設けておりまして、このような企業を具体的に企業名等を県民に広く紹介することで、職場における男女共同参画を進めてまいりたいと考えております。

小越委員 働くところを、やっぱり賃金のところ、それから、社会的地位をきちんとしっかり評価することが大事だと思います。それは、最低賃金の問題、それから、女性は出産ということがある場合があります。子育て、介護の問題がありますので、そこでやっぱり福祉保健部、商工労働部の関係、そこも含めて、男女共同参画をしっかり全体でとらえていかないと、福祉任せ、労働任せではないと

思っています。

それと同時にもう1つ、ここにあるんですけども、性別による差がある理由で、例えばここに、「管理者や経営者に差別意識があるため」が41%あります。「女性の家庭責任まで考慮する必要がある」は28.6%あります。「管理者や経営者に差別意識がある」という中では、平成17年度のこの男女共同参画に関するアンケート調査においても、「社会全体において男性優遇」「どちらかといえば男性優遇」、そのように答えていらっしゃる方々が70%を超えているんですね。公のところでは男女平等と言うんですけども、だんだん地域社会に行けば行くほど、男性優遇、女性が後ろにやられている実態はまだ改善されていないと私は思っています。

そこで、それに向けて、新たに第3次の計画で、特に社会的な地位向上、社会全体、県民全体で男女平等を実現させるといった政策についてはどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

興石県民生活・男女参画課長 第3次に向かったの考え方でございますけれども、基本的には男女共同参画審議会の御意見を伺いながら、それを踏まえながら、県として策定していくという手順になると思うんですけども、世の中の流れといいますか、国全体の流れといたしましては、大きく2つあると思います。

1つは、相変わらず固定的な性別役割分担意識が強い。具体的に言いますと、男は外で働き、女は家庭を守るみたいな、それが相変わらず払拭されていない。そこは力を入れていこうというのが1点。2点目ですけども、何せ少子高齢化の時代であり、経済に明るさが見えないというか、閉塞感があります。その閉塞感を打破して、持続可能で多様性に富んだ経済社会をつくっていくためには、女性の力、それは必ずしも労働という意味ではありません。雇用されるという意味でもありません。職場においても、家庭においても、地域においても、女性の力は必ず必要であるというような認識があります。

少なくともそういう2つの考え方が柱になっていくんであろうと想像はしております。ただし、実際の策定作業は、男女共同参画審議会の議論を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

小越委員 例えば、男女共同参画、男女平等というのは、この課だけではなく、本当に幅広く広がっていく話だと思います。すべての部局にわたる話で、福祉保健部、商工労働部それから、教育委員会、ここの企画県民部ももちろんなんですけれども、そういう庁内挙げてのいろいろな検討会、それから、こういうところはこういう指標、数値目標を含めて入れるべきということについて、何かお考えはなんですか。

興石県民生活・男女参画課長 庁内の検討会は私どもの内部の相談でいくらでもできる話ですので、必要なたび、必要な都度、適時適切に開催してまいりたいと思います。

小越委員 先ほどの2.9%の女性の管理職登用、これ、数値目標がないと言いましたけれども、これはぜひ入れてもらいたい。

それともう1つ、私がいつも思うんですけども、この前の審議会の議事録にもありましたけれども、小学校、中学校の男女混合名簿をぜひ入れていただきたいと思うんです。ここの中には、年次報告書で男女混合名簿がありませんけれども、幼稚園、保育園のときには多分、あいうえお順とか生年月日順で子供は呼ばれますけれども、小学校、中学校へ行きますと、男子が全部先です。女子が後です。卒業式、入学式。それが大学に行けば、大体シャッフルして、

あいうえお順に並びますよね。卒業式するときにも、男の子が全部呼ばれて、女の子が後に呼ばれる。それは男女混合名簿、やはり小学校のうちから、男が先、女が後ではなく、そこからまずやるべきだと思うんですけども、まずその2点について伺います。

興石県民生活・男女参画課長 順序が違いますけれども、まず男女混合名簿からでよろしいでしょうか。

小越委員 はい。

興石県民生活・男女参画課長 私どもは男女共同参画をさらに進めていくという姿勢で臨んでおりますので、私どもとすれば、男女差別につながるようなあらゆる制度や慣行は排除していきたいと考えております。性別にかかわらず、個性と能力が十分発揮できる社会にするというのが私どもの目指す社会でございます。

具体的に、男女混合名簿につきましては、計画の中身に関することですので、大変恐縮ですが、やはり審議会の議論を待って御返答させていただくということになろうかと思えます。

もう一つの県庁内の管理職の話につきましては、県庁も一企業でありますので、その辺の兼ね合いが審議会の議論になじむかどうか、私、今、ちょっとはかりかねているんですけども、申しわけございません。ある意味でポジティブアクションということだと思うんですけども、当然男女共同参画を進めていく立場ですので、個別に関係各課に相談させていただくというような対応はまずとれると思っております。

小越委員 ぜひ男女共同参画、男女平等に向けて、第3次計画をしっかりとつくっていただきたいと思っております。庁内のことはいくらでもできるとさっき課長おっしゃってましたから、庁内のことは、県庁を挙げてまず最初に、男女共同参画、そして、女性が働きやすい県庁、職場、育児時間や保育の問題、産休のことを含めて、庁内のことはできるというお話でしたから、ぜひお願いしたいと思えます。

(アメリカ軍の低空飛行訓練問題について)

小越委員 最後に1点だけお伺いしたいんですけども、アメリカ軍の低空飛行訓練の問題です。アメリカ軍の低空飛行訓練で、以前、委員会のとき言ったかな、お話しさせてもらったんですけども、そのときに、課長さんが私の持ってきた写真を見て、「これはアメリカ軍ではないかと思われる」というお話もありましたけれども、それについて、その後、政府にどのようにアプローチされたんでしょうか。

伏見北富士演習場対策課長 6月の委員会で、委員からそのような御指摘がありました。そのときの私の答弁としましては、その写真については定かにわからないという話と、今後そういった通報があった場合には、防衛省を通じて米軍のほうに確認してまいりますというお答えをしたところであります。

その後の私どもの対応としましては、防衛省、具体的に言いますと、南関東防衛局、それから、吉田防衛事務所でございますけれども、今後の通報があれば、照会をするので、対応をお願いしたいという要請をしているというところでございます。

小越委員　　それで、実は私ども日本共産党で、先日外務省に赴いて、外務省北米局日米地位協定室の外務次官とお話をさせていただきました。そこでは、広島や中国地方からは低空飛行の問い合わせがたくさん来ていますが、山梨からは来ていないというお話でした。今、課長から、まだ言っていないということで、外務省には行っていないのかもしれませんが、南関東防衛局にお話をするとということで、この南関東防衛局を通じて話が進むのでしょうか。それとも、外務省ルートなのでしょうか。

伏見北富士演習場対策課長　ただいまの質問ですけれども、私どもが考えておりますのは、南関東防衛局を通じて防衛省、それから、防衛省から米軍、具体的に言いますと、横田基地に照会していただくということを確認しております。防衛省から外務省にというルートはなくて、直接県から外務省へ問い合わせをするというルートも別にあると考えております。ここからは推測ですが、外務省のほうは、おそらく在日アメリカ大使館を通じて米軍のほうに照会するのではないかと思われますが、現状はその2つのルートがあるということで、私どもとしては、北富士演習場を抱えておりますので、防衛省と関係が深いものですから、防衛省を通じて確認をしてまいりたいと考えております。

小越委員　　6月にもまた飛んでいるという話も私も聞きました。それがあった場合は、例えば北杜市とかいろいろなところで目撃情報もありますけれども、それは県の北富士演習場対策課に報告すると、防衛省に行って、その後、返事が返ってくるという認識でいいですか。それとも、外務省まで行かないとわからないのでしょうか。

伏見北富士演習場対策課長　基本的に防衛省から米軍へ行って、米軍から防衛省を通じて県に返事が来るとということで御理解いただきたいと思えます。

小越委員　　そもそもその低空飛行訓練は航空法違反で、民家から700メートルとか600メートルのところを飛んでいるという可能性が高くあります。それについて、やはり山梨県が情報をいただきましたら、防衛省を通じて、外務省を通じて、アメリカ軍に対して、はっきりそれを抗議してもらいたい。それはどこを飛んでもいいということになっているかもしれませんが、それは明らかに民家が近いところ、それから、命にかかわる問題です。もし落ちてしまったらどうなるか等を含めて、それは北富士演習場室に報告していくということで確認させてもらいたいのと、もしそうなった場合は、ぜひ抗議をしてもらいたいと思えます。この2点を確認したいんですけれども。

伏見北富士演習場対策課長　そういう情報をいただければ、私どものほうで防衛省を通じて確認したいと思います。まずは事実確認をすることが先だと思ひまして、その上で、航空法違反等の疑いがあれば、改めて抗議というような順番になろうかと思ひます。

(富士山世界遺産登録について)

樋口委員　　9月の議会では質問させていただいて、ぜひ今度は本当に実現していただきたいという思いからお聞かせいただきたいんですけれども、年内ももう押し詰まっていますけれども、ざっくり二、三ポイントだけ、スケジュールの節目をちょっとお伺いしたい。

市川対外調整室長 まず当面最も大きな課題でありますのが、富士五湖の文化財指定ということでございまして、その前提となりますのが、権利者から同意をいただくということでございますので、これを年内に完了させたいということでございます。次に、それを踏まえて、1月末までに、文化庁に対して、文化財の指定に向けた意見具申をしていくということでございます。

樋口委員 課長さんやそのほかの方々が非常に頑張っているんですが、権利者からの同意の状況はいかがですか。

市川対外調整室長 本日の直近の取りまとめ結果ということでございますと、同意を要すべき権利者数が355件ございますが、今現在で220件ということで、比率でいいますと61.97%になっております。先般、前島県議のほうから代表質問で、3日付で知事のほうから、50%を超えているということで、数字でいいますと、355件中182件、51.27%ということでございますので、この数日間で10ポイント以上の同意が得られたということでございます。

樋口委員 中曽根元総理がトップで、小田全宏さんとか、ああいう方々が全国レベルで応援をしてくれて、推進をしてくれているんですけども、中には楽観論を言う方もいらっしゃるって、特別名勝から史跡になっている、国もやっているし、世論もそういう方向だから、同意が全部とれなくても大丈夫とか、そんなことを言う人もいますんですけども、かなりの高いパーセンテージ、もちろん100%に向けて頑張っているんじゃないかと思いますが、それに向けて、言えること、言えないことがあると思いますけれども、どんな感触でいらっしゃいますか。

市川対外調整室長 今現在では明確な見通しがお答えづらい状況でございますが、先ほど申し上げましたとおり、極めて順調に同意取得も得られているということでございますので、引き続き、年内に向けて努力していきたいと考えています。

樋口委員 あと1点だけ。今、同意が60%を超えたということですが、ことしもあと20日ぐらいということでもありますけれども、公といいますか、スケジュール的には今年いっぱいなんですよ。ということですよ。ただ、それがすべてではなくて、なるべくそうしたいと、あるいは、こういう手もチェックしようと、そういった理解でよろしいでしょうか。

市川対外調整室長 すみません。当面は、知事が申しましておりますとおり、年内に100%を目指していきたいと考えております。

樋口委員 頑張ってください。

主な質疑等 総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※ 第92号 特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第93号 山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例中改正の件

質疑

前島委員 月額制から日割りの計算になりまして、長い間、行政委員の皆さん方を見ておりまして、大変気の毒な感もしないでもないということでございます。答申の結果を踏まえてのことですから、それは当然尊重していかなければならないということでございますが、私どもが見ておりまして、行政委員の方々にとりましても、行政のお務めということについては、精神的な負担も相当あると存じ上げているわけですね。

それで、今も、当分の間、現行の額を超えないというお話もいただいたんですけども、月額制から日額制に変更となった場合、実勢としてどのぐらい報酬が減になると考えているのか、その点をちょっとお聞かせいただければと思います。

原間総務部次長 仮に日額制に変更した場合ということでございますけれども、例えば教育委員会の委員さんでございますと、今まで現行の報酬月額が18万9,000円でございます。これが日額に改定されますと、今までの平均勤務日数、これは平成19年から平成21年の3年間の平均した日数でございますけれども、平均日数が月約3.3日ということでございますので、これを日額単価3万1,500円と掛け合わせますと、10万3,950円ということで、約8万5,000円減額となるという実態がございます。

ちなみに、日額とした場合に、現行の報酬月額を今言ったような方法で計算した場合に超える可能性のある委員さんといたしましては、教育委員会の委員長さんとか、人事委員会の委員長さん、それから、公安委員会の委員長さん並びに委員の先生方、この4種類の行政委員の先生方の月額推計をいたしますと、現行の報酬月額を超えるという可能性が出てくると思っております。

前島委員 もうひとつ、全国的な状況について、ほとんどの都道府県がこういう方向に進んでいくのか、あるいは、今のところ、日額制を採用しているところは何県あるのかという、その辺を含めて、見通しも含めて、日額制の流れについてちょっと説明、御意見を聞かせていただきたいと思います。

原間総務部次長 他県の動向ということでございますけれども、行政委員の日額報酬制につきましては、他県で月額報酬制を違法とするような判決が出ているということもございまして、他県でも見直しの動きが進んでいるところでございます。既に月額報酬制の一定の見直しをしたというのが12道県、それから、今年度に見直しを検討するというようにしております県が7県ほどございます。ということで、今後、徐々にこうした動きが広がっていくものと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

- ※ 第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの

質疑

小越委員 まず1点目は、開会日の委員会で議題となった条例改正のときにもお話しいたしました、職員の給与の削減であります。これを見ましても、1人当たり約10万円の削減額になっているかと思えます。それは民間のところにも影響してきますし、職員給料削減というのが、やっぱり全体の経済問題に波及してきて、民間の皆さんのお金も減っていくので、私はこの点には反対です。

1点お伺いします。総3ページ、公共施設整備等事業基金積立金。先ほど説明がありましたけれども、職員の皆さんの給与を削減し、ボーナスをカットして、そのお金、大体11億円をこの公共施設整備等事業基金積立金に積むということです。防災新館等とありますが、この11億円は防災新館のために使われるということでしょうか。

山下総務部次長 防災新館等をはじめとする公共施設の整備等で今後支出が予定されているものがございますので、そういった支出に備えて、基金に積み立てようとするものでございまして、そのための基金の積み立てということで、それをそのままイコールで使うかどうかというのは、今後の財政状況によろうかと思っております。

小越委員 なぜこの公共施設等事業基金積立金にこの11億円を積むんでしょうか。先ほど総務部長からお話がありました、国の緊急対策で42億円のお金が来るということで、経済対策、雇用対策に緊急に当てるとということで、追加の補正予算がありました。だったら、11億円をやっぱり生きたお金として、県民の経済対策、雇用対策に使うのが筋ではないかと思うんですけれども、なぜ基金に積むんですか。

山下総務部次長 厳しい財政状況におけます経済・雇用対策の重要性につきましては、おっしゃるとおりだと思います。県といたしましても、これまで、当初予算2回、補正予算9回にわたりまして、総額1,000億円近い経済雇用対策を実施してまいりました。一方、将来にわたりまして、持続可能な財政の確立を図るということも極めて重要な課題であると考えております。私どもに課せられましたのは、こうした課題にバランスよく対応していくことが必要であると考えております。

今回の給与改定に伴いまして不要となります一般財源につきましては、厳しい財政状況の中で、当初予定をしておりませんでした、臨時的に生じたものであるということがございます。例示ということで挙げさせていただきましたが、防災新館等、今後支出が見込まれる公共施設等の整備に充てるために基金に積もうとするものでございます。

なお、先ほど部長が申し上げましたとおり、国の補正予算の関係が成立した

こともございまして、その中で、各自治体のほうに交付税の追加交付がなされるということになっております。本県にも、県分といたしましておおむね20億円程度が追加交付されることとなっております。今後の状況に応じまして、経済・雇用対策を実施する場合には財源として活用できるものと考えております。

小越委員 やはり私は、なぜ職員の皆さんが今、労働を強化されている中、10万円も削られ、そのお金を県民のために、今、困っている経済対策に使わずに、貯金する、とっておくというのは、私は県民に対して説明がつかないと思います。県の職員の方々から削るのは、私、けしからんと思いますけれども、そうはいっても、県の職員の皆さんは県民のためにと、思って身を粉に削ってためたお金を、やっぱり今の県民生活に生かしていくお金、そこに使わないということは、私はどうしてこういう論議になったかなと思っています。今、やっぱり県民生活は大変なんですから、この11億円を使って、経済対策を実施すべきと考えます。地域の皆さん、困っていらっしゃるよ。そこにやっぱり手を打っていくということに、私はお金を使うべきだと思ひまして、基金積立金11億円をここに積んだことも含めて、反対いたします。

討論 なし

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第95号 平成22年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論

小越委員 先ほどと同じように、これは給与関連でございましてから反対です。

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第107号 当せん金付証券発売の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

小越委員

ぜひ採択をお願いしたいと思います。これ、平成19年10月2日で受理をされています。先日、この請願を出された皆さんが、請願採択の願いで、会派の皆さんのところに回って歩いたかと思います。私もこれをいただきました。そして、私も紹介議員でもありますけれども、国会におきまして、この改正保険業法が成立いたしました。しかし、この改正保険業法の中には、法人格の取得やさまざまな規制、監督の内容が含まれており、今後、詳しいことは政省令にゆだねるということになり、継続できない自主的な共済が出てくることも危惧されています。

全国では5県238自治体で同趣旨の意見書が採択され、甲府市議会でも今年3月に同内容の請願が採択されたと、この資料もいただきました。もう19年10月に提出されている請願です。この改正保険業法が成立したといっても、この中身のところを見ますと、やはりこのままでいくと、継続できない共済も出てくることも心配されます。山梨県議会として、この請願をやはり今、採択するべきだと思います。ぜひ採択をお願いしたいと思います。

討論

なし

採決

賛成多数で継続審査すべきものと決定した。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 小越委員から継続中の請願の取扱いについて意見があった。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定された。
- ・ 平成22年11月17日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 鈴木 幹夫